

学校危機管理マニュアル

—児童の安全を確保するために—

令和6年4月

八尾市立山本小学校

目 次

はじめに	1
第1章 学校における危機管理	2
1. 学校における危機管理の目的	2
2. 学校における危機対応	2
3. 危機管理における留意点	3
4. 報道機関への対応に関する留意事項	3
第2章 管理上の危機事象への対応	4
1. 不審者侵入への対応	4
2. 学校内での事故への対応	9
3. 学校外活動での事故への対応	13
4. 食中毒又は伝染性感染症等による欠席児童増加への対応	15
5. 食物アレルギーによるアナフィラキシー発生への対応	16
6. セアカゴケグモ・チャドクガ・ハチへの対応	18
7. 児童等の個人情報流出への対応	19
8. 熱中症事故への対応	21
9. 気象警報等発令時（風水害）の対応	22
10. 新たな危機事象への対応	25
第3章 児童に関する危機事象への対応	26
1. いじめ問題への対応	26
2. 児童虐待への対応	29
3. 自殺を企図する児童への対応	34
4. 不審者による被害への対応	36
5. 帰宅途中に行方不明になった児童への対応	38
6. メール・インターネット上での人権侵害事象への対応	40
7. 児童に対する教職員によるセクシュアル・ハラスメントへの対応	43
資料 関係諸機関（相談機関） 一覧表	46
資料 関係マニュアル・指針等 一覧表	47

第1章 学校における危機管理

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければなりません。しかし、残念ながら学校の安全を脅かす事件・事故が発生しているのも事実です。

学校における危機管理は、このような危機を予見し、回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための最善の対応をとるなど、適切かつ確実な危機管理体制を確立することにあります。

1. 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的としては、次の4点が考えられます。

- (1) 児童と教職員の生命を守ること。
- (2) 危機を回避し、事件・事故の発生を未然に防ぐこと。
- (3) 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- (4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

2. 学校における危機対応

学校が危機に対処するに当たっては、(1) 危機の予見、(2) 危機の回避、(3) 危機への対応、(4) 対応の評価と再発防止の4つのステップが重要です。

(1) 危機の予見

危機管理で大切なことは、意識的に様々な学校課題について十分な情報を把握しておくことです。そのためには、学校長は常に教職員を通じて、危機的な状況が起きる可能性を適切に把握するために、情報が常に収集できる体制を確立しておかなければなりません。

(2) 危機の回避

危機が起きる可能性を予見したら、それを回避する措置を速やかに講じなければなりません。そのためには、学校長が問題の状況を的確に把握し、危機回避のために最善の方策を尽くさなければなりません。初期対応の不十分さから、問題が起きたり、解決が困難になったりする場合があることから、常に最悪の事態を想定し、対応の方策を講じておくことが大切です。

(3) 危機への対応

予見しうる範囲で、危機を回避する措置をとっても、不幸にして危機が発生することが避けられない場合もあります。また、およそ予測不能で突然、災害や事故に見舞われることも少なくありません。危機の対処で重要なことは、学校長のリーダーシップのもとに、すべての教職員が一体となってマニュアルに従い、迅速に適切な対応をすることです。

(4) 対応の評価と再発防止

緊急時の対応後に総括し、危機が発生した原因や対応を分析・評価することが大切です。

また、危機が発生した原因や対応の分析・評価に基づき、対応の改善を図るとともに、再発防止の取組みを策定し、これについても定期的に評価し改善を図っていくことが大切です。さらに、児童や保護者に対して、危機が発生した原因や対応時の課題、再発防止策を周知することが大切です。

3. 危機管理における留意点

学校の危機は、いつどのような形で起こるかわかりません。日頃からいざというときに備え、全教職員が連携協力して組織として適切に対処することが重要です。

学校の危機管理に当たっては、次の事項に留意しなければなりません。

- (1) 学校安全委員会等を組織し、危機管理体制を確立した上で、校務分掌に危機管理の担当者を明確に位置づける。
- (2) 緊急事態発生時の対応図・緊急事態発生時の連絡先一覧表を作成し、教職員に周知する。
- (3) 教職員研修を積極的に行い、教職員の危機管理意識の維持、向上に努める。
- (4) 火災を含む災害発生時に備え、避難経路図を作成し、教職員に周知するとともに、定期的に避難訓練を実施するなど、児童に繰り返し指導し、徹底する。
- (5) 児童や教職員への防犯訓練を実施し、万一の事件に適切に行動できる能力を育成する。
- (6) 危機発生時には、情報収集とその一元化を図り、正確に事実経過を把握する。
- (7) 報道機関への対応については、窓口を管理職に一本化し、その時点で確認できている事実を整理し、情報提供する。
- (8) 児童に心理的な支援が必要な場合は、速やかに対応する。
- (9) 地域や保護者、関係機関、関係団体等と密接に連携し、理解と協力を得る。
- (10) 対応が長期化することが予想される時は、教職員の健康管理に十分留意する。

4. 報道機関への対応に関する留意事項

報道機関から取材を申し込まれた場合には、次の点に留意し対応することが重要です。

- (1) 窓口を一本化する。
- (2) 管理職が窓口対応に当たる。
- (3) 教職員の共通理解を図る。
- (4) 誠実に対応する。
- (5) 事実を正確に伝える。
- (6) 教育委員会への報告及び指示を得る。

実際には、難しい判断を伴うことが予想されますが、これらは報道機関への対応の基本です。報道機関に対しての先入観から、知らぬ存ぜぬで通すことは適切な対応方法とは言えません。個人情報や被害者の人権に配慮しながら、事実に基づき誠実に対応することが基本です。

第2章 管理上の危機事象への対応

1. 不審者侵入への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

①学校内体制の確立

- ・教職員による校舎内外の巡視を実施し、来訪者には必ず声かけなどの対応を行う。
- ・教職員の非常時の連絡体制と防犯体制など役割分担を確立しておく。
- ・教職員や児童からの情報が得られる体制の確立と日頃の指導を行う。
- ・関係諸機関や通報先を明示しておく。
- ・非常時の避難経路や避難場所を確認しておく。
- ・緊急時の連絡法の一つとして、学校内放送で教職員だけがわかるルールを定め、周知徹底を図るための工夫をする。

(例:「〇〇先生は、□□へお越し下さい」 〇〇は架空人物、□□は現場 等)

- ・休日、夜間等における不審者侵入や投石等による学校施設への被害が認められる場合、防犯カメラを活用する等して、発生事象への対応を行う。

②来訪者への対応

- ・たて看板や張り紙等で「無断立ち入り禁止」や「用のある方は必ず職員室へ」などの注意を校門付近に明示しておく。
- ・小学校、義務教育学校前期課程においては、安全対策員が用件を聴くなど校門で受付を行う。中学校、義務教育学校後期課程においては、来訪者にインターホンを通して用件を聴き、職員室で受付を行う。
- ・学校内で職員室以外に一定時間とどまる用件のある人には、必ず名札やリボン等を着用してもらう。
- ・多数の来訪者を前提とした学校行事等の場合は、PTAや地域関係者への積極的な協力要請を行う。
- ・不審者と判断する者については、複数人で対応しつつ、人権配慮を怠らない。

「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」(校門及び校舎入口の管理)

- ・学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持って方策を定め、取り組むこと。
- ・取組みに係る担当者を学校内で定めておき、また利用時間や受付場所等を指定する場合は、児童や保護者にあらかじめ周知し、遵守を呼びかけること。

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策(例)
A 校門	校門の施錠管理、利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向け案内等
B 校門から校舎入口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等

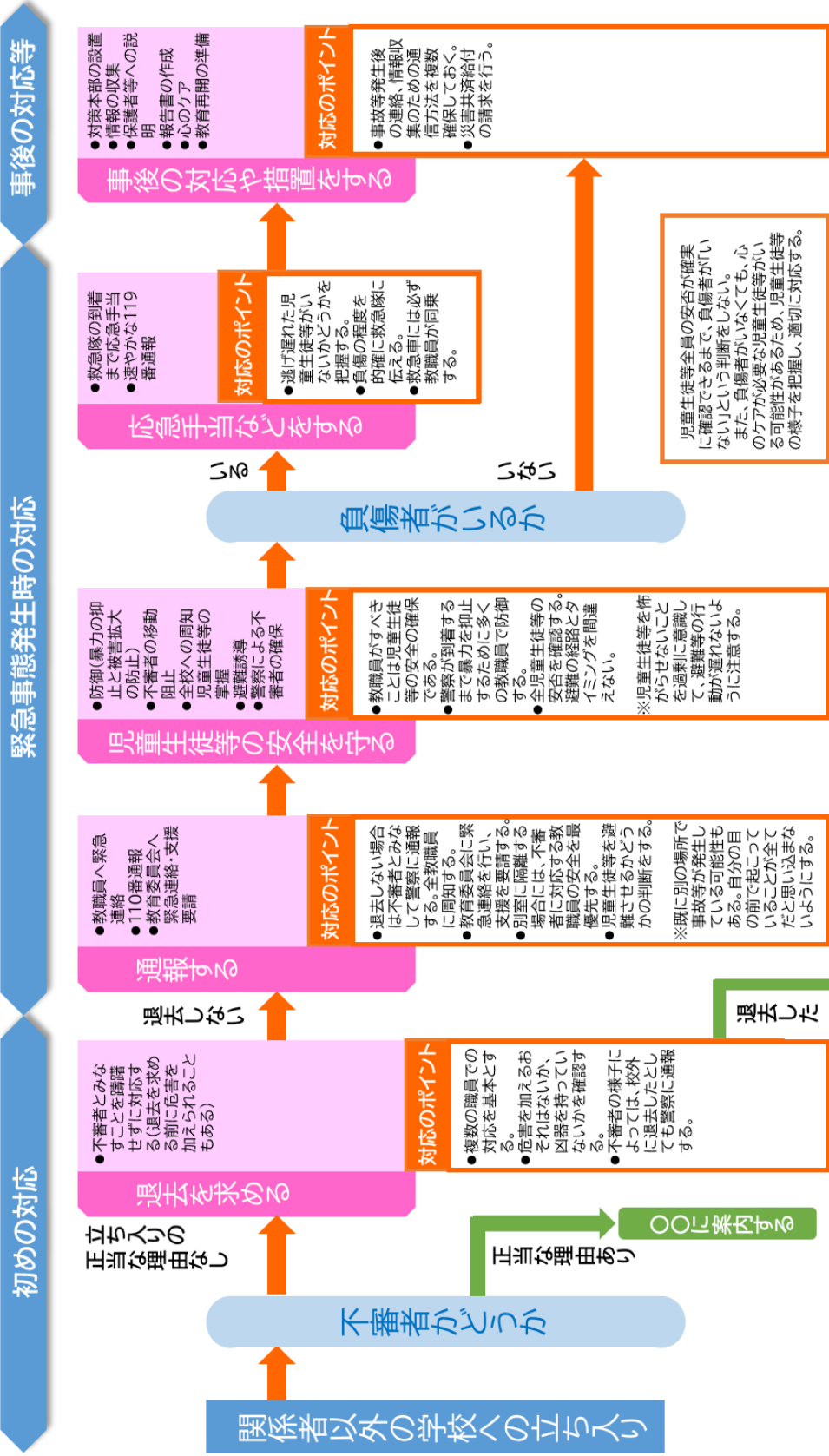
※上記の「具体的な方策(例)」はあくまで例示であり、各学校においては施設設備の状況等を踏まえ、効果的な取組みを行うこと。

※『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン-サンプル編』P25 参照

(2) 不審者の立ち入りへの緊急対応の例

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

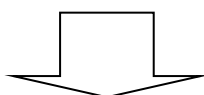
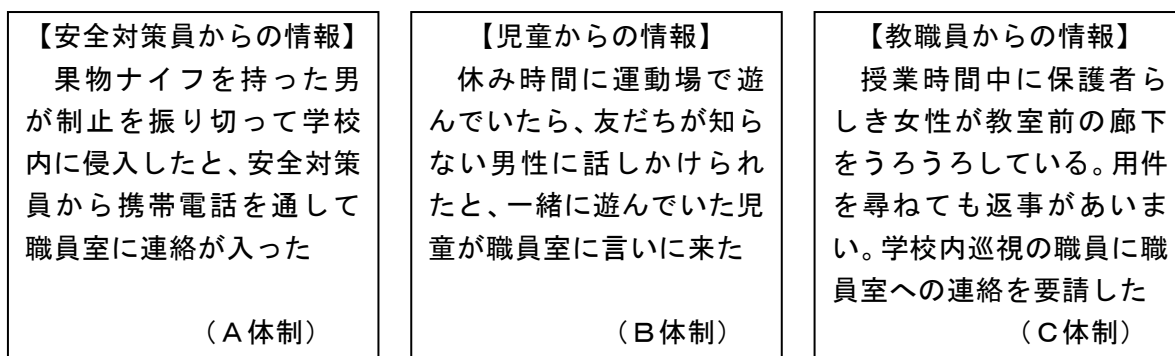
各学校においては、以下のフローを参考に対応する。(フローについては、文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」から抜粋)



不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供を行う。

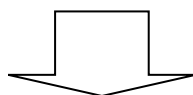
不審者情報の共有

(3) ケースに応じた具体的な対応 (例)

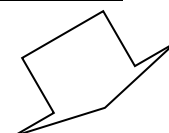
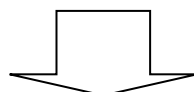
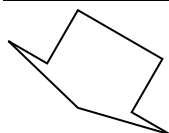


不審者として認識

(人権への配慮)



緊急防犯体制
 (学校長による判断・指示)
 A体制…凶器等を所持しており危機が十分予見される
 B体制…凶器等の所持はないが言動から危機が予見される
 C体制…挙動不審が見受けられる



A体制

- ・警察へ直ちに通報し、警察官と共に対応する
- ・緊急放送では、教職員だけがわかるルールを決めておく

B体制

- ・状況を見極め警察への通報、又は教職員多数で対応する

C体制

- ・管理職、生徒指導担当教員等に対応する

C体制 解除

↓ 負傷者発生
 ・応急処置
 ・病院への搬送(学校から同行)
 ・保護者へ連絡(搬送病院名等)

A体制 解除

B体制 解除

①的確な状況判断と緊急防犯体制の確立

相手の状況から児童への危機度を以下のどのケースに該当するか判断し、ケースに応じた体制を直ちに確立する。

- ・凶器等の所持が見受けられるなど、警察官による対応と早急な児童の避難を要するケース。(A体制)
- ・凶器等の所持は見受けられないが言動等から危機が予見され、状況によっては警察官への連絡又は多数の教職員で対応すべきケース。(B体制)
- ・挙動不審等が見受けられ、管理職や生徒指導担当教員等で対応するケース。(C体制)

A 体制

- ・警察等に連絡。(警察署、消防署、教育委員会等)
- ・児童の安全確保と避難実施。
- ・児童の避難誘導と侵入者対応の役割を明確化。
- ・人員点呼、身体状況把握。
- ・侵入者を児童に接近させない。
- ・保護者への連絡・引渡し。

B 体制

- ・児童の安全確保。
- ・状況を見極め、警察等に連絡。
- ・状況に応じて、全教職員で対応。
- ・退出の理解を求め、校門まで誘導。

C 体制

- ・管理職、生徒指導担当教員等で対応。
- ・丁寧に対応し、用件を尋ね、所定の手続を求める。
- ・退出の理解を求め、校門まで誘導。

②A体制での対応例

実際の対応では、以下のア)～エ)が同時並行で行われる。

ア) 防犯体制の確認

- ・対応方法の確認と、その後の展開を予測した動向を確認する。
- ・緊急時の役割分担を基に学校全体で対応する。

イ) 児童の避難

- ・安全確保を最優先に、状況を見極めて誘導する。
- ・場合によっては、教室や校舎内で待機する。

ウ) 関係機関等への通報

- ・八尾警察署、消防署、教育委員会等へ。
- ・近隣の学校、PTA役員、保護者、地域諸団体等へ。

エ) 不審者への対応

- ・相手を興奮させないよう留意しつつ、可能なら危害を加えないように説得する。
- ・できる限り児童から離す方向で対処し、警察官到着まで時間をかせぐ。
- ・避難誘導や連絡等にあたる教職員を除き、最大限の教職員で対応する。
- ・危害を加える気配や実際に加えてきた場合、教職員の安全確保に十分留意しつつ可能なら正当防衛の範囲でできる対処をする。

③負傷者が発生した場合

- ・迅速な救命救急活動と救急車の要請を行う。
- ・負傷者の氏名・学級・人数・状態等の確認と保護者への連絡を行う。
- ・病院への搬送には必ず教職員が付き添い、常に学校との連絡を行う。
- ・負傷していない児童の状態の把握と保護者への連絡を行う。
- ・下校に際しては、保護者への状況説明を行った上で、引渡しを行う。

④事後の対応

- ・事故等の発生した経緯情報を整理し、速やかに教育委員会への報告、保護者等に連絡や説明を行う。
- ・暴力行為を目撃し、心が傷ついたりとみられる児童等には、専門機関と連携し、心のケアを行う。
- ・災害共済給付等の請求を行う。

(4) 下校について、市教委から緊急指示が出た場合の配慮事項

指示内容	配 慮 事 項
緊急体制	<ul style="list-style-type: none">・ 次の指示があるまで、児童は学校待機・ 部活動・係活動等の中止・ P T A 役員の臨時招集等 学校による緊急下校が危険である場合 <ul style="list-style-type: none">・ 保護者連絡・緊急迎いの依頼・ 保護者不在の場合は、連絡が取れるまで学校待機・ 教職員による安全確保・ 事後措置について市教委へ報告
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・ 教職員による通学路の安全確保・ 部活動・係活動等の中止・ 児童の人員確認と下校注意・ 保護者への一斉下校への協力・ 緊急一斉集団下校・ 教職員の複数体制による平素からの緊急下校指導・ 教職員及びP T A協力による通学路や現地での指導・ 完全下校確認・ 事後措置について市教委へ報告
注意体制	<ul style="list-style-type: none">・ 学校長判断による対応・ 事後措置について市教委へ報告

2. 学校内での事故への対応

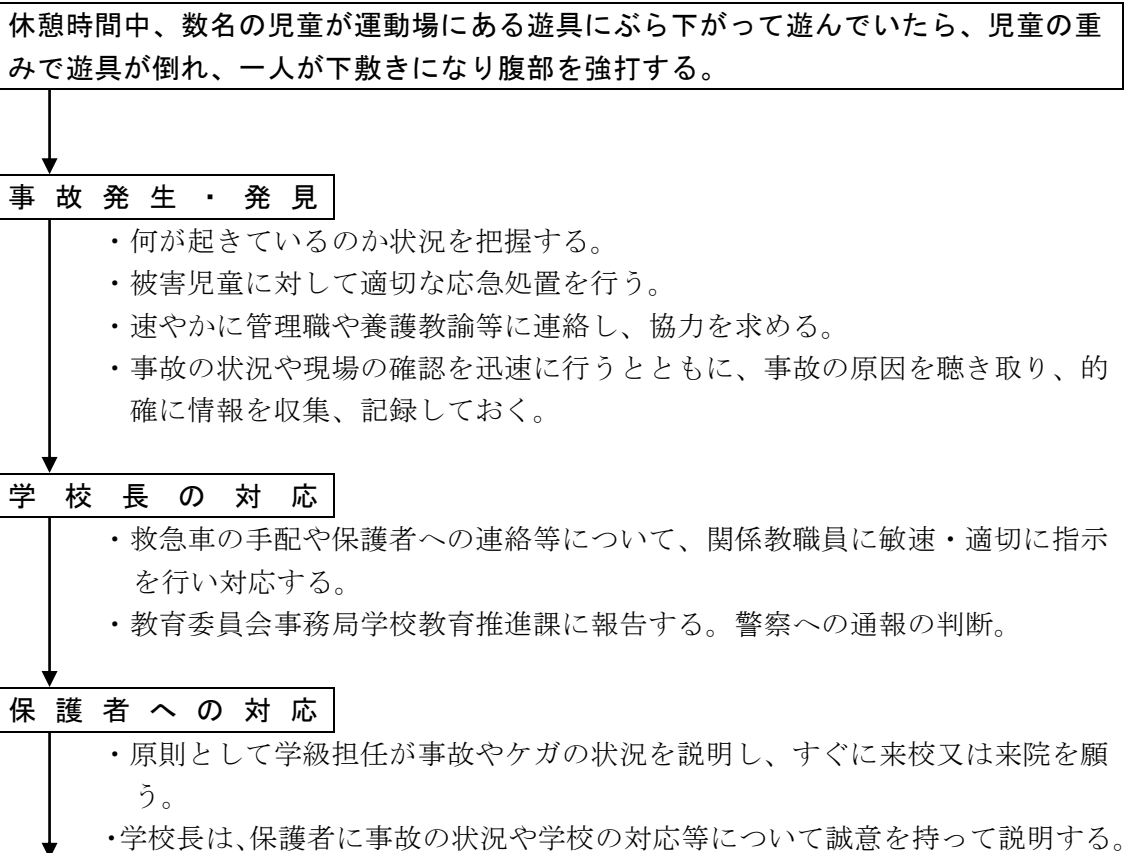
(1) 日頃から留意すべき事項

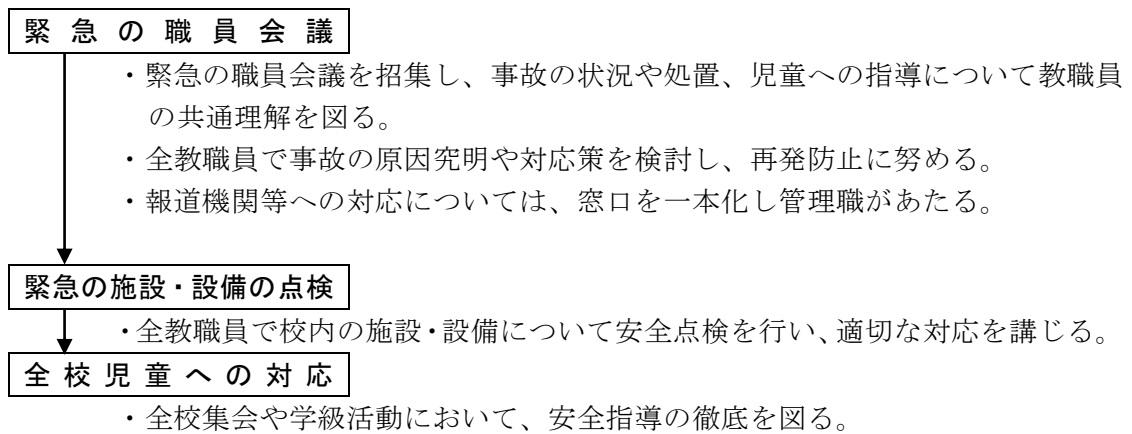
- ・緊急時にあわてず冷静かつ確かな判断と措置が出来るように、日頃から必要な知識と技術を身につけておくことが必要である。
- ・日頃から、全教職員が学校内のあらゆる施設・設備について、具体的な方策のもと安全点検を行う。

①安全点検日の活用

- ・安全点検日には、全教職員が学校内のあらゆる施設・設備の安全点検を徹底する。
- ・安全点検では、「点検場所」「異常の有無」「異常や故障の内容」「修理の必要性」等について、点検カード等へ書き込み、情報を収集し整理する。
- ・収集、整理した情報にもとづき、内容を確認し異常の程度を分類して修理や回復のための対応を速やかに講じる。また、その結果を確認する。
- ・事故の可能性が予測できる内容については、事前に指導の徹底を図るとともに、活動中は、児童一人ひとりの行動等に注意を払う。
- ・休憩時間や放課後等における児童の行動について、教職員は注意を払うことはもちろんのことであるが、暴力的な行為が起らないよう全教育活動を通して生徒指導や道徳教育、安全教育の充実に努める。

(2) 具体的な対応（例）





(3) 具体的な対応

①児童間のトラブル等によるケガ

- ・初期対応の不十分さから解決が困難になる場合が多いことから、学校長は、被害及び加害児童の保護者に事実経過を十分に説明し、理解を得る。また、家庭訪問を行うなど、保護者の心情を十分配慮し対応する。

②児童間の暴力

ア) 被害児童への対応

- ・十分時間をかけて、傷ついた心を共感的に受け止めながら、事後経過を確実に把握する。
- ・「先生が守ってくれている。」という安心感を持たせ、被害児童を守り続ける。

イ) 加害児童への対応

- ・言い分を十分に聴きながら人格を否定せず、行為については決して許されるものではないとの毅然とした態度で指導する。
- ・目標を持たせ、自己を発揮できる生活が送れるよう支援する。

ウ) 保護者への対応

- ・双方の保護者に事実経過を説明し、保護者と連携しながら解決にあたる。
- ・必要であれば、関係児童及び保護者を含めた謝罪の場を持つ。

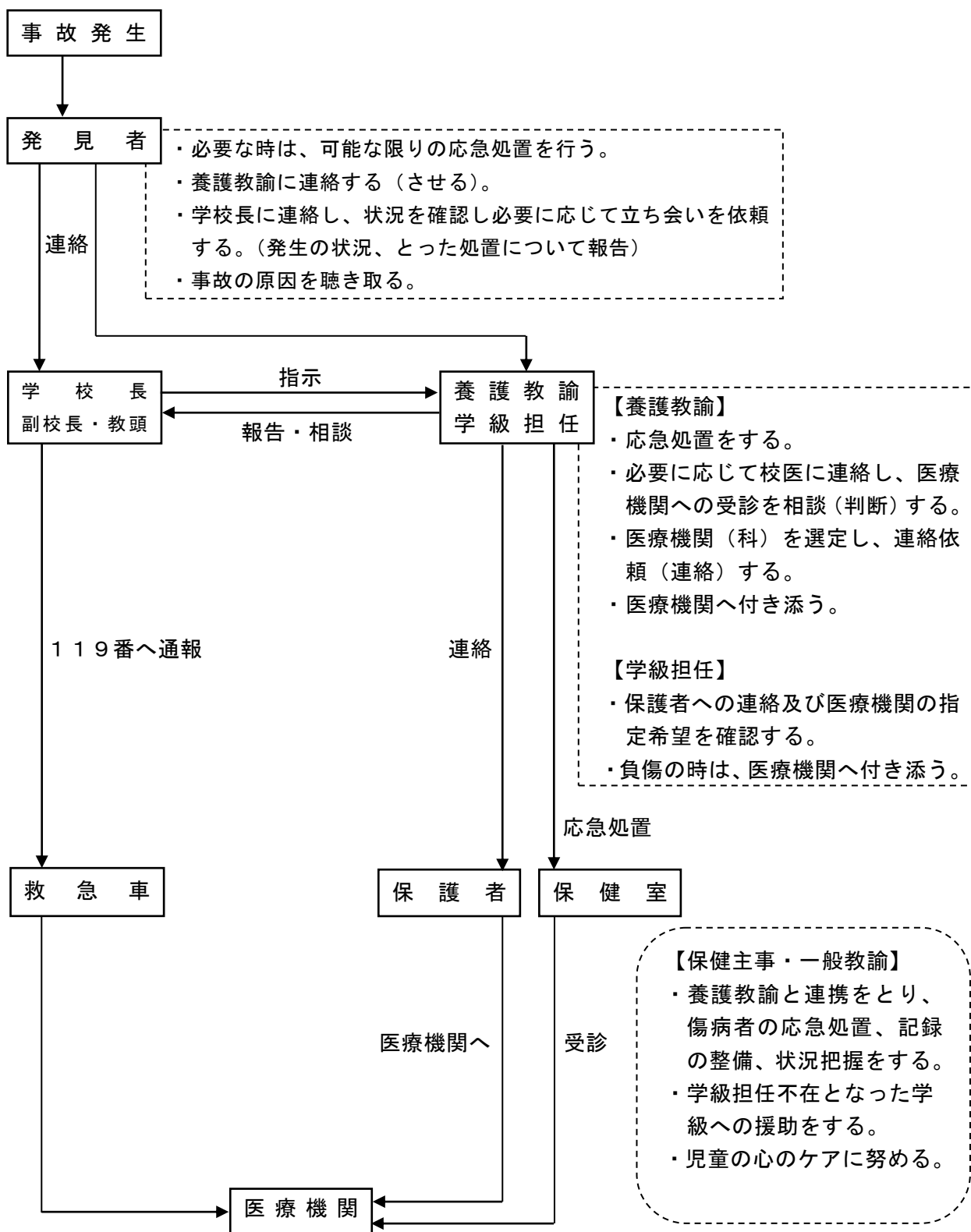
エ) 関係機関との連携

- ・学校の指導をはるかに超えた被害であるとか、学校の指導では事態を鎮静化できない場合は、警察等の関係機関の協力を得る。

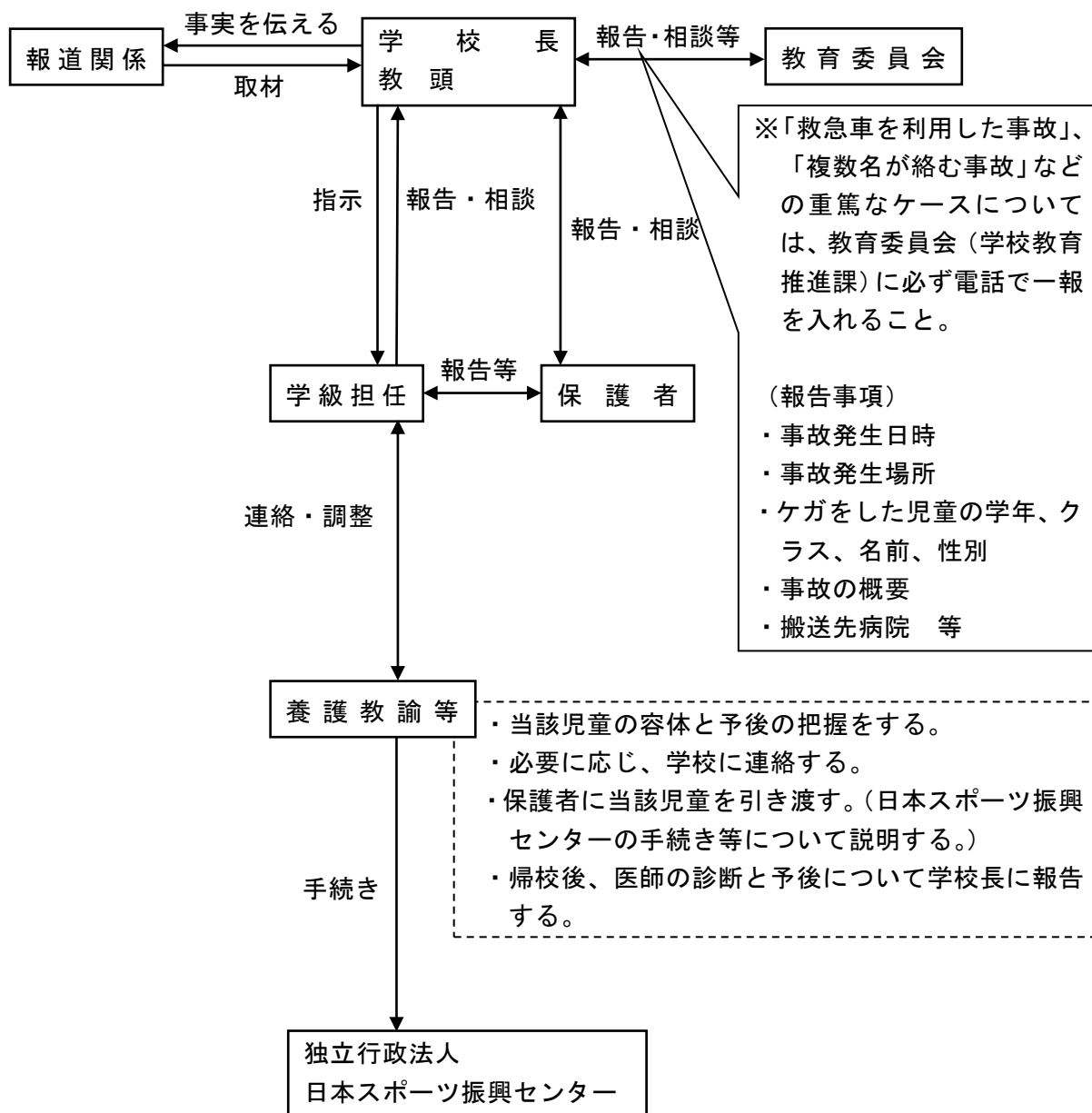
(4) 事故発生時の緊急連絡体制（学校内でのケガ・登下校時の交通事故等）

事故発生後の対応は、学校長のリーダーシップのもと、指揮命令系統を明確にし、子どもの命を最優先に考え対応すること。

①事故直後



②医療機関への搬送等の後



(5) 再発防止に向けた取組み

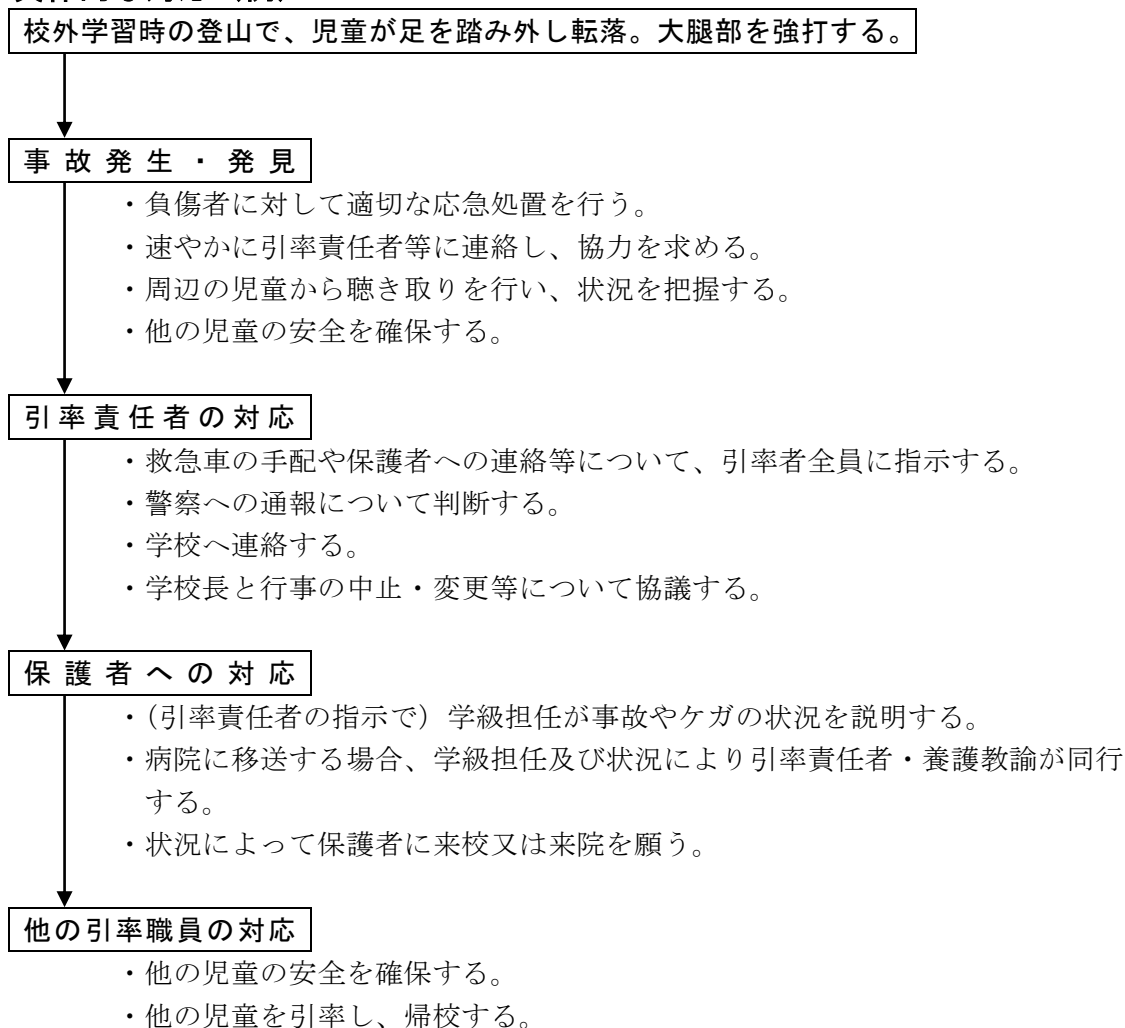
- ・ 全教職員で事故の原因やその対応について分析・評価を行う。また、それに基づき、再発防止策を検討し実施する。
- ・ 様々な場面を想定した訓練、安全点検の徹底などを行い、安全管理の充実を図る。
- ・ 学校教育全体を通じて、保健・安全に関する指導の充実を図る。

3. 学校外活動での事故への対応

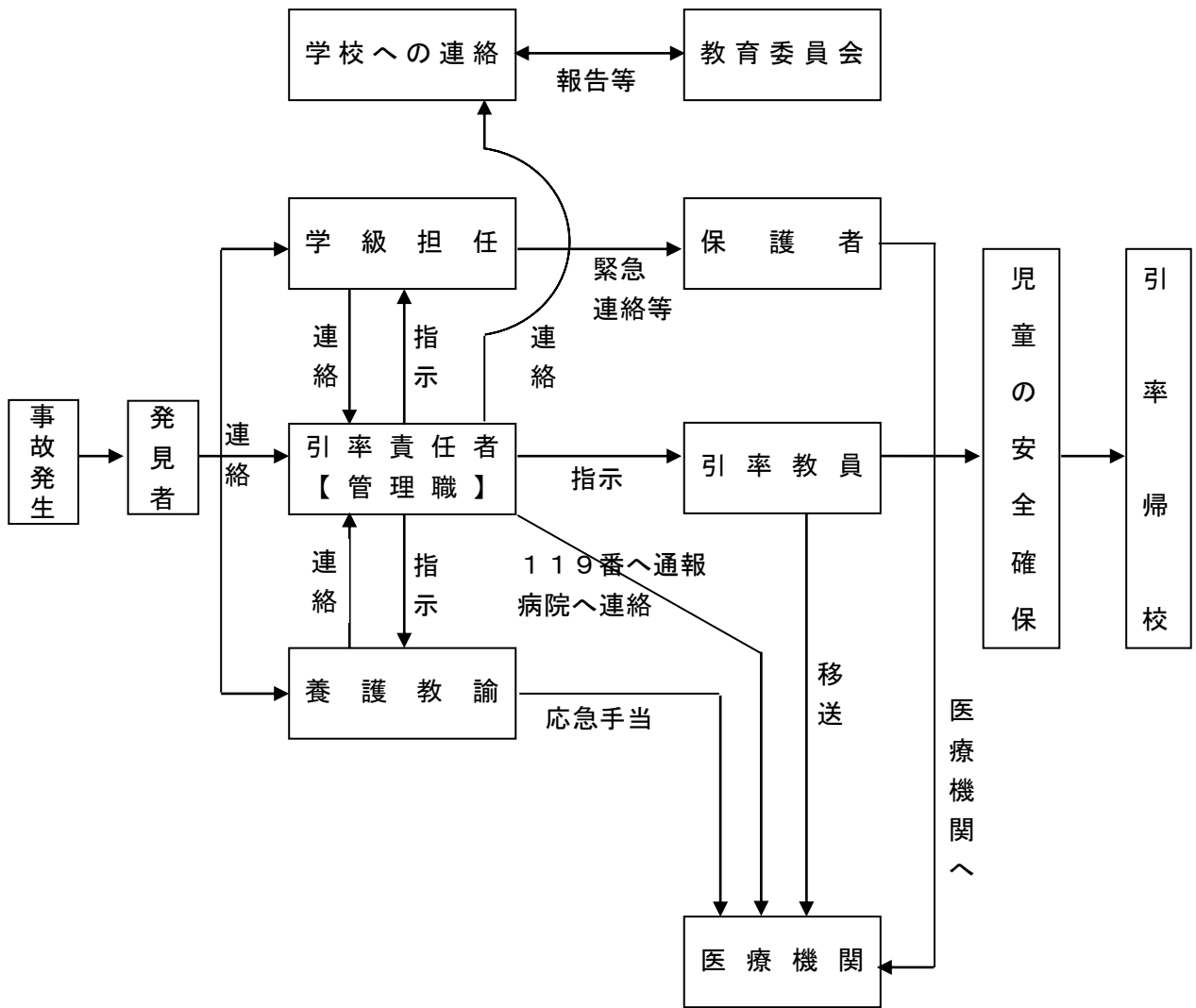
(1) 日頃から留意すべき事項

- ・学校を離れ、限られた指導体制の中で、通常とは異なる活動を行うことから、学校外活動では必然的に危険が伴うとの認識の下、事前に下見などを行い、訪問先の警察、消防、医療機関等の連絡方法などを確認し、必要により事前に協力を依頼するなど、安全に配慮した計画を策定し、事前に緊急時の対応を確認する必要がある。
- ・教職員は、緊急事態を人に知らせる機器類（例えば、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等）を携帯する。
- ・児童が集団を離れることがないように指導するとともに、万一不審者や事故に遭遇した場合の緊急対応について配布物などで分かりやすい方法で伝える。
- ・児童の発達段階に応じて、活動の実施に当たって予測される危機回避策について、事前に指導を行う。
- ・事故発生時の緊急対応を想定し、同一日に複数学年の校外学習を設定することは避けること。

(2) 具体的な対応（例）



(3) 学校外活動時の緊急連絡体制



- ・ 引率責任者である管理職が中心となって対応する。

4. 食中毒又は伝染性感染症等による欠席児童増加への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・常に児童の健康状態や欠席状況、欠席理由の的確な把握に努める。
- ・日常において、手洗いやうがい、消毒を奨励するなど、衛生指導の充実に努める。
- ・栄養、運動、睡眠に注意し、規則正しい生活を送るよう指導する。
- ・医療的ケアを要する児童や慢性的疾患を有する児童等、感染リスクの高い児童の情報を保護者や主治医から収集し、発生時の対応方法をあらかじめ検討しておく。

(2) 具体的な対応（例）

ある学級で、欠席児童が10人と急増しており、学級担任が欠席児童の症状を調査したところ、下痢、腹痛、嘔吐、発熱等の症状が多かった。

学級担任の対応

- ・欠席児童の保護者からできる限り詳しい症状を聴き取り、症状、兄弟姉妹の有無と年齢を確認する。
- ・出席児童にも症状の有無を聴き取り、学級の状況をまとめる。
- ・直ちに学校長に状況を報告する。

学校長の対応

- ・学級担任から得た情報により、当日を含めた前10日間の学年別、学級別の欠席児童数及び欠席理由等をまとめる。
- ・欠席児童の保護者に医師受診の有無を確認し、受診している場合は診察所見を聴く。
- ・学校医に状況を報告し、意見を求める。
- ・教育委員会事務局学務給食課に状況を報告する。
- ・養護教諭は、学級担任と協力して健康観察の結果を把握し、まとめるとともに健康観察に関する助言をする。

(3) 具体的な対応

- ・学校医、教育委員会、八尾市保健所に連絡し、患者の措置に万全をつくる。
- ・保護者その他の関係方面に対しては、患者の集団発生の状況を知らせ、協力を求める。その際、プライバシーなどの人権侵害が生じないように配慮する。
- ・出席停止、臨時休業の措置については、学校医等の医師や八尾市保健所等の指導を受けて決定する。
- ・児童の食生活について十分に注意と指導を行う。
- ・児童に対する生活指導、保健指導を適切に行う。

なお、児童及び教職員が感染症を発症した場合は、大阪府学校保健会の危機管理マニュアルに従って対応し、速やかに教育委員会事務局学務給食課へ連絡する。
また、新型コロナウイルスなどで個別の対応方針が示された場合は、それに従う。

5. 食物アレルギーによるアナフィラキシー発生への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・全教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識をもち、アレルギー児童等の情報や教育活動における対応等について共通認識を図る。
- ・緊急時にあわてず冷静かつ的確な判断と措置が出来るように、全教職員がアナフィラキシー発生時の体制や手順等について共通理解しシミュレートすることが必要である。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン）の取り扱いやAEDの使用等応急措置について校内研修等を実施する。
- ・救急搬送等緊急時に備えて、保健調査票や学校生活管理指導表等をもとにアレルギー情報、緊急連絡先、主治医等について記載した緊急時個別対応票を作成する。
- ・給食の対応等について、関係教職員と保護者や主治医等と連携して検討した上で、アレルギー除去食等の対応を確実に実施できるようにする。

【アナフィラキシーとは】

食物、薬物、蜂刺されなどが原因で発生する全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応である。

アナフィラキシーでよく見られる症状として、じんましん、呼吸困難、腹痛、下痢及び血圧低下を伴うショック等がある。

(2) 具体的な対応（例）

給食指導中、食物アレルギーをもつ児童が全身に強いかゆみがあり、気分が悪くムカムカした感じがあると訴えてきた。



具体的な対応

- ・学級担任は大声で応援を呼び、近くにいるものを保健室や職員室に呼びに行かせ、直ちに管理職や養護教諭等に連絡し、応援を求める。
- ・学級担任は児童から離れず、安静にさせて症状を観察し記録する。
(救急隊員へ情報伝達)
- ・学校長は救急車の手配や保護者・教育委員会事務局学務給食課への連絡等について、関係教職員に敏速・適切に指示を行うとともに対応人員を確保する。
- ・保護者に連絡し、経過や症状・救急対応などについて伝える。
- ・エピペンなどの処方がある場合は、使用する環境を整えておく。
- ・対応が一旦落ち着いてから、教育委員会事務局学務給食課に経過を連絡する。

<注意> しばらくして学校で症状が回復しても、その後再度症状が現れる場合があるので、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関の受診を勧める。

学級担任がアレルギー症状を訴えている児童に話しかけている間に、児童はぐったりし呼吸が苦しい状態になってきた。アナフィラキシーが疑われる。



具体的な対応

- ・エピペンの処方がなされている場合は、直ちにエピペンを接種する。
- ・救急車が到着したら、誘導し、救急隊員に当該児童のアレルギーに関する情報や発症経過について伝える。
- ・保護者に連絡する。
- ・教育委員会事務局学務給食課に連絡する。

<事故発生時の対応の参考資料>

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会） P. 7

「学校管理下における食物アレルギーへの対応」（日本スポーツ振興センター） P. 12～16

「アレルギー疾患対応マニュアル」（八尾市学校保健会） P. 9

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（大阪府教育委員会） P. 21～28

6. セアカゴケグモ・チャドクガ・ハチへの対応

(1) 日頃から留意すべき事項

①児童や保護者への指導

ア) セアカゴケグモ

- ・かまれると痛みが全身に広がるとともに、悪化すると寒気や吐き気があらわれるなど、強い毒をもっている。
- ・突つかれると死んだまねをするなど、攻撃性もなくおとなしいクモであり、クモを見つけても、素手でつかんだり、触ったりしないようにする。

イ) チャドクガ

- ・卵、幼虫、繭、成虫ともに毒針毛を体に持っており、毒針毛が皮膚に触れたり、刺さったりすると皮膚炎を発症し、激しいかゆみに悩まされる。

ウ) ハチ

- ・巣に近づいたり、近くで騒いだり、巣に触るなどハチを刺激した時に刺される。
- ・特に、スズメバチは何度でも毒がある限り攻撃的に刺すうえに、毒液を撒き散らす。毒液は仲間を呼ぶ役割もあるので、多数のハチの攻撃を受けることになる。
- ・スズメバチの巣を見たら静かに後ずさるように離れる。急いで駆け出したり手で払ったりしない。

②学校の対応

ア) セアカゴケグモ

- ・クモが巣を作らないよう普段から注意するとともに、巣があれば棒切れなどで取り除く。また、クモに直接、殺虫剤を噴霧し、駆除する。

イ) チャドクガ

- ・発生を見つけたらすぐに寄生した葉や枝を切り取る。
- ・焼却する、踏み潰す、殺虫剤を散布するなどの駆除を行う。

(2) 緊急対応のポイント（かまれたり、刺されたりした場合の処置）

ア) セアカゴケグモ

- ・余分の毒を温水や石鹸水で洗い落とす。
- ・多少出血があっても、包帯や止血帯はしない方がよい。
- ・できるだけ早く病院に行って治療を受ける。
- ・病院の受診後、速やかに八尾市保健所（072-994-0661）へ連絡する。

イ) チャドクガ

- ・セロテープを貼って皮膚に付着した毒針毛を取り除く。
- ・石鹸をつけて勢いよく洗い流す。
- ・搔いたり、擦ったりしない。
- ・薬は抗ヒスタミン軟膏、ステロイド軟膏が有効。
- ・湿疹など異常を感じたら、すぐに病院に行って治療を受ける。

ウ) ハチ

- ・すぐに毒液をしぼり出す。→ 水で洗い流す。→ 氷や冷水で冷やす。
- ・抗ヒスタミン軟膏、ステロイド軟膏を塗る。
- ・異常を感じたときは、すぐに医療機関に搬送する。

7. 児童等の個人情報の流出への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

学校においては、個人情報保護の徹底を図り、その推進体制を構築しなければならない。

①情報収集に当たっては利用目的を明確にする

- ・ 情報提供者に利用目的を説明し、了解を得る。
- ・ 利用目的に必要な範囲の情報のみを収集する。
- ・ 思想、信条、信教など自由権に関する個人情報及び人種、民族、犯罪歴、その他の社会的差別の原因と認められる情報を収集しない。

②情報活用に当たっては、目的外使用にならないよう十分留意する

- ・ 目的達成のために必要かつ最小限の範囲で活用する。
- ・ 他の組織などに提供しない。

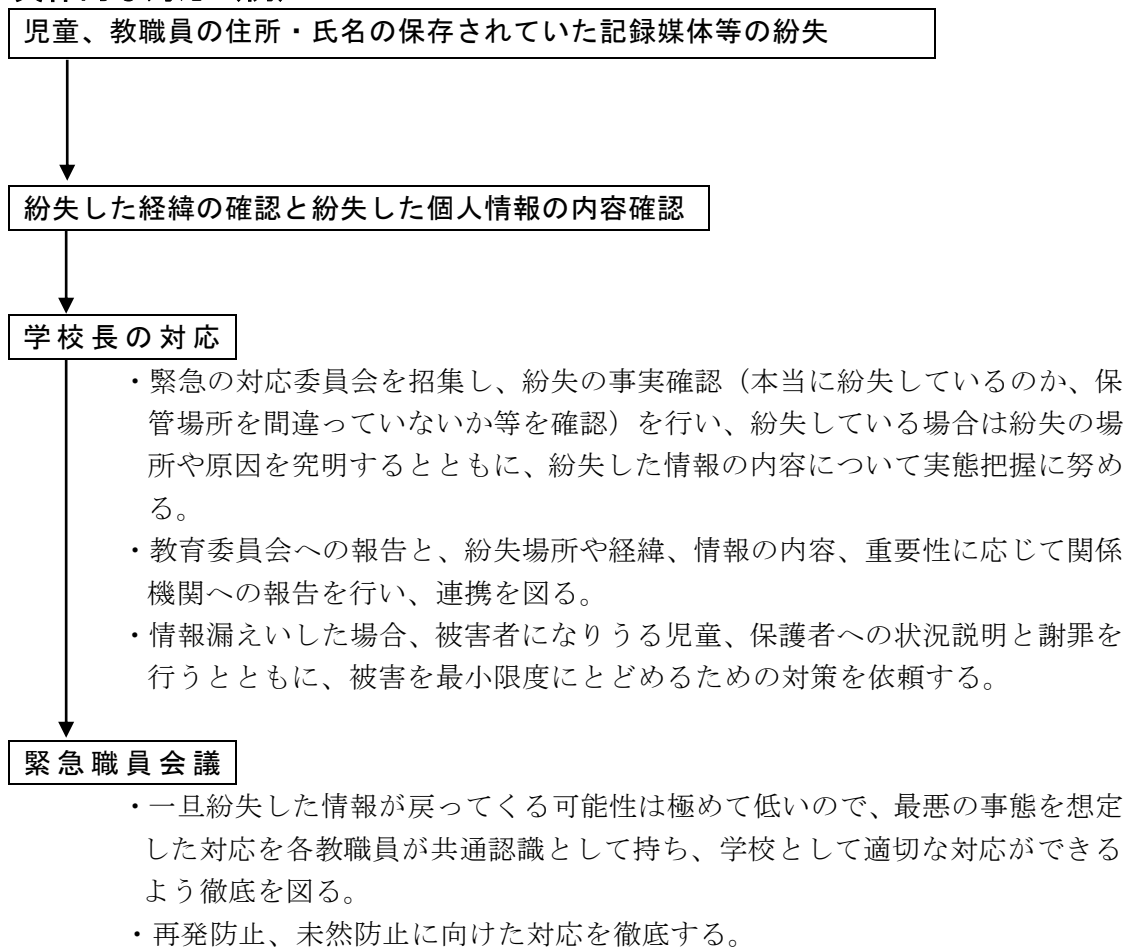
③情報管理

- ・ 個人情報の管理に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「八尾市立学校における個人情報保護ガイドライン」、「八尾市立学校における情報機器等管理運営要綱」、及び「八尾市立学校等における教育情報ネットワークの利用に関する要綱」に則して、適正に管理する。

④教職員研修など

- ・ 適正な個人情報の取扱いに関する研修を実施し、個人情報保護の徹底を図り、円滑な学校運営のもと、保護者や地域に対する信頼を高めるよう努める。特に次の点に留意した研修を行う。
 - ・ 法令等を踏まえた個人情報保護の意義
 - ・ 学校における個人情報の種類や、現在の管理体制
 - ・ 適正な個人情報取扱いのための対処法

(2) 具体的な対応 (例)

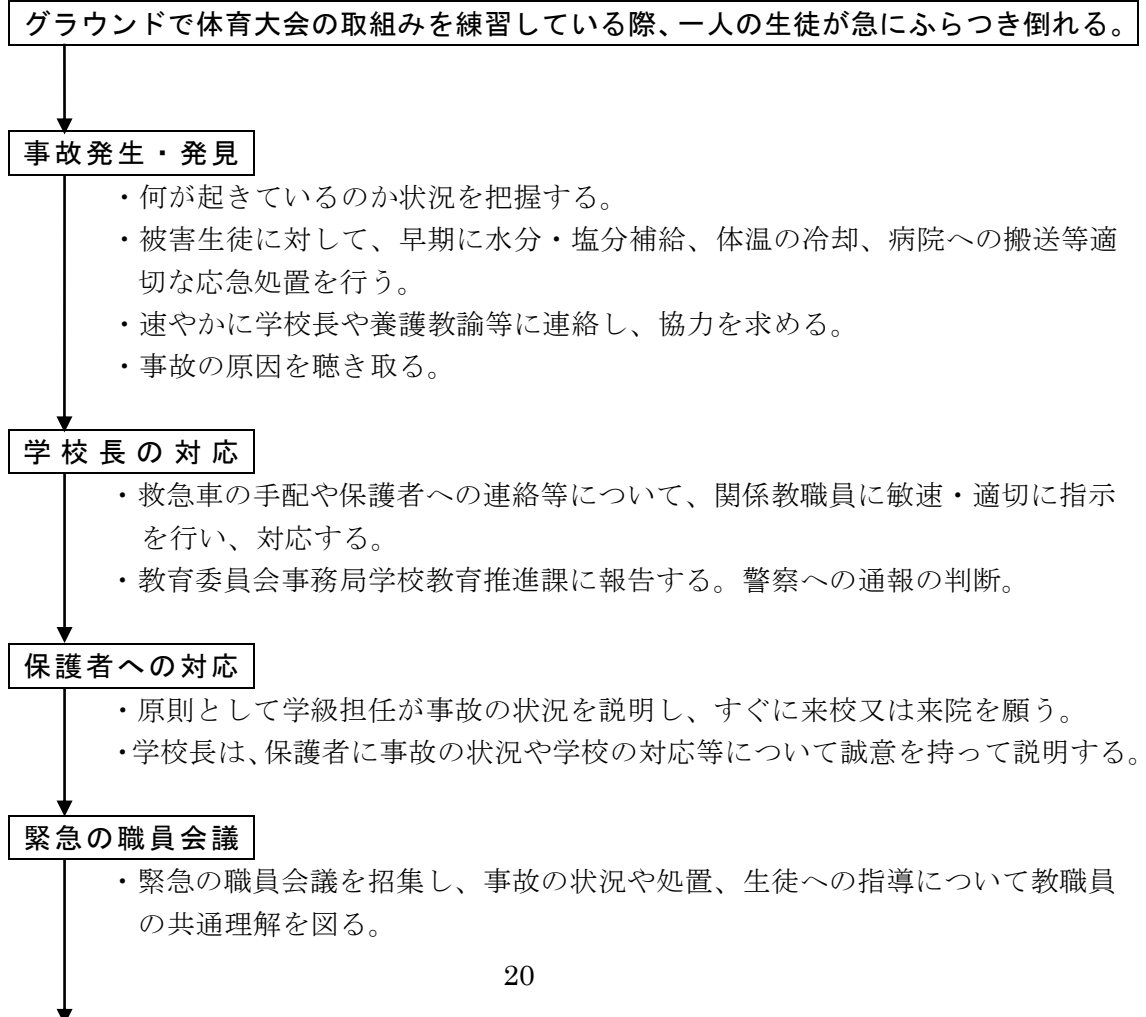


8. 熱中症事故への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであり、近年増加傾向にある。
- ・運動部活動以外の部活動や、教育課程内での取組みにおいても発生することがあり、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生していること等を踏まえ、教育課程内外を問わず、この時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずる必要がある。
- ・「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や熱中症警戒アラート等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する必要がある。
- ・水泳学習において、「気温+水温が70℃以上の時」は水泳授業を中止する。また「気温35℃以上、暑さ指数31℃以上の時」、又は「気温+水温が65℃以上の時」は、児童の熱中症の可能性を十分に把握し、中止しない場合は運動量への配慮や、時間の短縮等を行うこととする。
- ・緊急時にあわてず冷静かつ的確な判断と措置が出来るように、日頃から必要な知識と技術を身につけておくことが必要である。
- ・活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うことが重要である。

(2) 具体的な対応（例）



- ・全教職員で事故の原因究明や対応策を検討し、再発防止に努める。
- ・報道機関等への対応については、窓口を一本化し管理職があたる。

全校生徒への対応

- ・以後の教育活動において、熱中症事故防止の徹底を図る。

9. 気象警報等発令時（風水害）の対応

風水害については、八尾市立学校の管理運営に関する規則第7条に基づき、八尾市地域防災計画及び関連するマニュアル等を踏まえ、適切かつ迅速に対応するとともに、市が開設する避難所の運営についても教職員とともに協力すること。

（1）日頃から留意すべき事項

- ・通学路では、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等が生起するおそれがあることから、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討すること。
- ・市が作成したハザードマップや災害危険地域等に関する資料などから、学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握すること。
- ・がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する指定避難所をあらかじめ確認しておくこと。
- ・学校施設・設備を適切に保全することは、児童や避難者の安全を確保するうえで大変重要であり、定期的に安全点検を行うとともに、点検結果に基づき、速やかに必要な措置を講ずること。
- ・保護者との連絡方法についてあらかじめ明確にしておくこと。各学校では、「緊急連絡網」等を作成し、活用しているところではあるが、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握し、電話通信が途絶した際の連絡手段について検討するなど、より確実に連絡がとれるように工夫すること。
- ・風水害発生時に円滑、的確に情報を伝達することができるよう、近隣学校をはじめ、PTA、地域関係団体等との連絡体制を整備すること。特に、一元的に情報を管理することができるよう体制を整備すること。
- ・非常時に持ち出すべき書類等をあらかじめ確認し、がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校以外の場所に避難を要する場合には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくこと。また、指導要録等の公簿をはじめ、出席簿、児童調査票等の保管場所を決めておくこと。
- ・夜間、休日等に風水害が発生しても、迅速な対応をとることができるよう、教職員間の連絡体制を整備すること。

(2) 児童の措置

各学校では、児童の安全を最優先に、気象警報等の発表状況を踏まえ、以下のとおり、児童の措置を行うとともに、保護者等への周知について十分に配慮すること。

①登校前の対応

○ 午前7時の時点

- ・ 下記、ア)イ)のいずれかに該当する場合、小学校、中学校、義務教育学校については午前中の授業は行わないこと。また、児童については危険な場所から退避(自宅待機含む)するよう指導すること。
 - ア) 八尾市に「気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)」が発表されている場合
 - イ) 中学校区内に「避難情報(警戒レベル3:高齢者等避難、警戒レベル4:避難指示)」が発令されている場合

○ 午前11時の時点

- ・ 上記、ア)イ)のいずれか1つでも解除されていない場合、臨時休校とする。

○ 午前11時までに

- ・ 上記、ア)イ)のいずれもが解除された場合
小学校、中学校、義務教育学校については、午後1時以降から授業を行う。
ただし、学校給食については、中止とする。

○ 特別警報・緊急安全確保について

- ・ 八尾市に気象庁より「気象警報(特別警報)」が発表されている場合、又は「避難情報(警戒レベル5:緊急安全確保)」が発令された際は臨時休校とし、警報及び中学校区内の避難情報が解除されたのち、通学路及び中学校区内の安全が確保されていることを小・中が連携して確認した上で、中学校区単位で学校の再開を決定し、再開日時を保護者に連絡すること。
- ・ 授業中に気象庁より「気象警報(特別警報)」が発表されている場合、又は「避難情報(警戒レベル5:緊急安全確保)」が発令された場合は、安全が確保されるまで学校待機を原則とし、避難情報をふまえ、児童の安全に配慮すること。警報が解除された場合においても、速やかに状況を把握し、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認し、保護者への引渡しを原則として下校させること。特に児童においては確実に保護者等に引渡すこと。
- ・ 「気象警報(特別警報)」又は「避難情報(警戒レベル5:緊急安全確保)」が発令された際の対応については保護者に事前に周知しておくこと。

②在校中の対応

○ 在校中に「気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）」が発表された場合

- ・ 下記、ア) イ) のいずれかに該当する場合、臨時休校とする。
 - ア) 八尾市に「気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）」が発表された場合
 - イ) 中学校区内に「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示）」が発令された場合

(3) 臨時休校とする際の留意事項

- ・ 風雨の状況を把握するとともに、地域の情報を収集するなどしたうえで、通学路における安全が確保されるまで、児童を学校施設内の安全な場所に待機させること。
- ・ 通学路における安全が確保できると判断した場合、次のとおり児童を下校させること。

- ・ 小学校、義務教育学校前期課程においては、地区別に教職員が引率の上、集団下校すること。又は、保護者へ引き渡すこと。
 - ※ 保護者への連絡がつかなかった児童については、学校で保護すること。
- ・ 中学校、義務教育学校後期課程においては、複数で下校させること。

- ・ 下校時刻の変更については、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者等へ連絡すること。
- ・ 何らかの事情等により下校が間に合わず、その間に暴風雨が強まった場合、児童を無理に下校させず、学校施設内の安全な場所に留め置くこと。その後、台風が通り過ぎるなど、暴風雨が弱まったのを確認した後、通学路の安全を確認したうえで、上記のとおり下校させること。

(4) 自校以外の場所に避難する際の留意事項

- ・ 児童を学校に留め置いたが、危険な状況が予想され避難する場合、教職員は児童に対して、適切な避難経路を指示したうえで安全に先導、誘導すること。
- ・ 学校外へ避難する場合、排水溝や側溝などが冠水のため分からない場合があるので、避難経路選定時に配慮すること。
- ・ 状況に応じ避難が危険であると考えられる場合は、児童を学校施設内の安全な場所に待機させること。
- ・ 学校長は、避難状況を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて消防等の関係機関へ救助要請等を行うこと。
- ・ ショックを受けている児童に留意し、勇気づけるとともに安心させること。心のケアを必要とする児童に対しては、養護教諭等と十分に連携を図り対応すること。また、PTSDになることも考えられるので、継続的な心のケアを行うこと。

(5) 避難所開設時における学校の支援

避難所開設時における学校の支援については、「八尾市立学校における地震対応マニュアル」の「第3章 避難所としての学校における役割」に準じて対応すること。

10. 新たな危機事象への対応

(1) Jアラート発令時

1. 登校前に大阪府を含む地域に緊急情報（Jアラートのミサイル情報等）が発信された場合 自宅待機とする。その後Jアラート等の追加情報で「日本上空を通過した」あるいは「弾道ミサイルが日本の領海外の海域に落下した」等が発信された場合、自宅待機を解除する。
2. 登下校中に大阪府を含む地域に緊急情報（Jアラートのミサイル情報等）が発信された場合「近くの建物や地下などに避難する」「近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る」など安全行動をとる。なお、学校においても同様に安全指導を行う。

【参考資料】

- 武力攻撃やテロなどから身を守るために

「大阪府国民保護計画」をご理解いただくために ※大阪府作成

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4807/00000000/j1.pdf>

- 武力攻撃やテロなどから身を守るために ※内閣官房作成

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

第3章 児童に関する危機事象への対応

1. いじめ問題への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

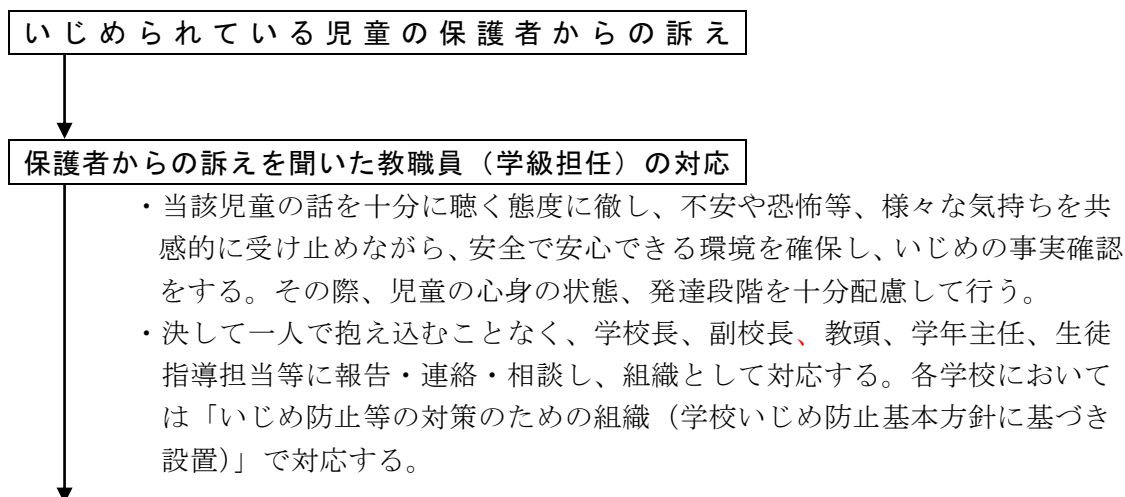
いじめとは、「学校の内外を問わず、児童が一定の人間関係のある者から、心理的、又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ととらえて、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立つて行う必要がある。

そして、大切な視点として「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分に認識し、組織的に対応することが重要である。

各学校においては、以下の点に留意して取り組むことが求められる。

- ・各学校は、学校いじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ・日頃の学校生活の中で、児童が発する小さなサインを敏感に察知し、常に早期発見、早期対応に努める。
- ・いじめに関するアンケート調査や教育相談については、毎年度、学期を単位として定期的実施するだけでなく、小さなサインを察知した際には必要に応じて実施するなど、いじめの早期発見、早期対応に積極的に活用すること。
- ・「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもとに対応すること。
- ・日頃から児童一人ひとりの個性を尊重し、自己の存在感や価値観などを確立できるようにきめ細かな指導に努める。
- ・児童の自主的・自発的な体験活動等を充実させ、お互いを認め合い尊重し合える学級や学校づくりを推進する。
- ・人権やいじめの問題について、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して活発に取り組み、児童自身が解決できる力を養う。
- ・校内いじめ対策委員会にいじめに関する専門的知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の参画を得て、様々な視点から児童の見立てを行うことで、未然防止、早期発見、早期対応につなげる。

(2) 具体的な対応（例）



学校長の対応（各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応）

- ・学校内緊急体制の構築
（各学校における「いじめ防止等の対策のための組織」による対応）
 - ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請
 - ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議・連携を行う。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「子ども支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関等外部専門家との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめについて専門的な知識と経験を有する外部専門家からの助言も積極的に得ながら児童や保護者に寄り添った対応を行う。
 - ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への対応
 - ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。
- ・報道機関への対応
 - ・事象によっては、報道機関への対応が必要である。

（3）具体的な対応

①いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

②加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実を即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

③「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも「いじめは、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

④保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑤情報提供

- ・いじめの迅速な解決のためには、学校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくることが大切である。

⑥ネット上のいじめ

- ・パソコンやスマートフォンなどを使ったネット上のいじめが全国的に増加している。SNS等により複雑化された昨今のいじめの現状や、いじめ問題に関連した様々なメカニズム等については知っておくべき知識であり、「インターネット上のトラブルはすべて学校外のトラブルである」という誤った意識をもたないよう注意することが必要である。

(4) 重大事態への対応

重大事態と考えられる事案が生じた場合、直ちに教育委員会へ報告し、その指示のもと適切な連携・対応にあたる。

2. 児童虐待への対応

児童虐待は、保護者（親や親に代わる養育者）が児童に対して家庭内で行うことが多く、被害にあった児童からの訴えが少ないことから、発見が遅れる場合がある。教職員は、児童と関わる機会が多く、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう、日頃から注意を払い、児童虐待の早期発見に努めなければならない。また、虐待を受けた疑いのある児童を発見した場合、学校長は、子どもの安全を第一に考え、速やかに通告するものとする。

（1）児童虐待の様態

「児童虐待」とは保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（満18歳未満）に対して次に掲げる行為をすることをいう。

（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条）

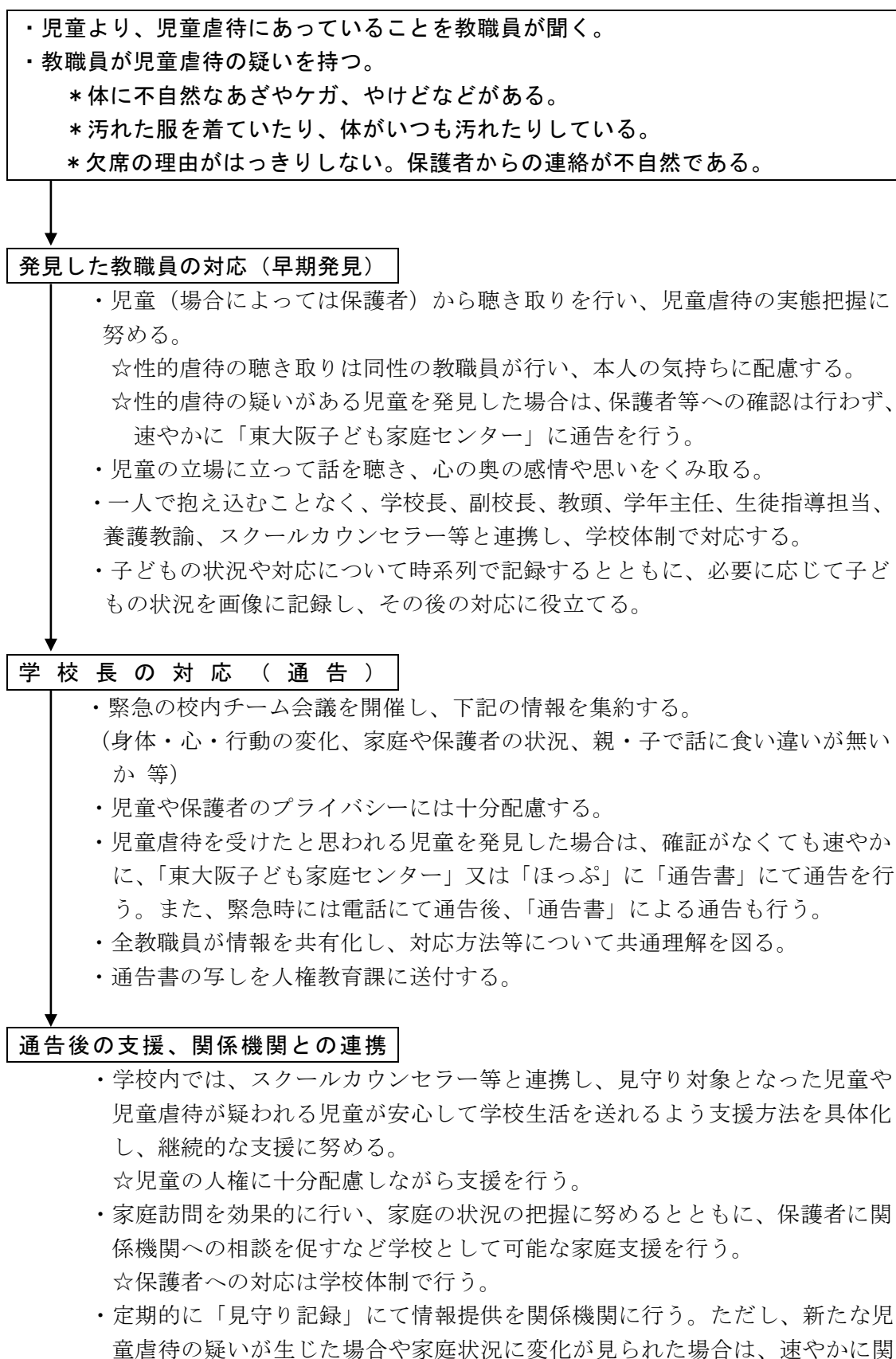
- ①身体的虐待：児童に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
（具体例 殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、熱湯をかける、戸外に閉め出す 等）
- ②ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による同様の行為と同様の行為の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。
（具体例 適切な食事を与えない、衣服や住居を極端に不潔・不衛生な状態にする、病気やけがをしても必要な治療を受けさせない、児童が望むのに登校させない【登校禁止】等）
- ③性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
（具体例 性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする 等）
- ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力、その他児童に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
（具体例 無視、脅し、他の兄弟姉妹と著しく差別する、児童の心を傷つける言動、児童の目の前で行われるDV行為 等）

（2）日頃から留意すべき事項

- ・教職員は、児童の何気ない仕草や言動などから普段の様子との違い（健康状態、出席状況又は服装など）から児童虐待の早期発見に努める。なお、身体的虐待及びネグレクト等は、健康診断（身体測定、内科検診など）等において発見しやすいため、子どもの状況を注意深く観察するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、その状況を画像に残し、その後の対応に役立てることも重要である。
- ・日頃から、家庭の状況や保護者の思いを把握する。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」等について学校内研修により、教職員の資質向上や意識の高揚を図る。
- ・児童虐待防止に向けた学校内指導体制等を構築する。

(3) 具体的な対応（例）

気になっている児童については日頃から家庭状況や保護者の思いを把握しておく。また、早期発見・通告など児童虐待に関する学校の役割を常に認識しておく。



係機関に連絡・連携し対応にあたる。

- ・ 該当の児童の転出入時・進学時においては、状況や支援方法等について、関係機関と連携を取りながら学校間の情報交換を的確に行い、支援が継続的に行われるようにする。

- ・ 大阪府東大阪子ども家庭センター（06-6721-1966）
- ・ 八尾市こども総合支援センター「ほっぷ」こども相談係（072-924-9892）
- ・ 通告書（八尾市グループウェアポータル 学校園用ライブラリ
 - k1000 教育委員会各課 → k1900 人権教育課
 - 虐待関係）

（４）児童が発するSOSの例

- ・ 不自然なあざや骨折、外傷や人から受けたと思われるやけどが見られる。
- ・ 身体や服装に汚れなどがある。季節に合わない服を着ている。
- ・ 家に帰りたいがらない。あるいは家出を繰り返す。
- ・ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い。
- ・ 給食での過食、おかわりを繰り返す。食べ物に強い執着がある。
- ・ 体重の極端な増減がある、身長体重が年齢相応でない。
（横断的標準身長・体重曲線をつける）
- ・ 些細なことで激怒したり、乱暴な行動を繰り返す。

通 告 書

長 様

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき通告します。

学 校 名

学 校 長 名

電 話 番 号

1)通告時

（ふりがな） 児童氏名	平成 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所	電 話			
（ふりがな） 保護者氏名	歳	続柄()	保護者への対応	
通告理由 (本人の状況)	身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待		児童への対応	
家庭状況 (家族構成等)	*きょうだいへの虐待の疑い(有・無・不明)			
学 校 の 対 応 経 過 及 び 所 見				

2)協議時(令和 年 月 日)*「児童」とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者を言う(児童)

当面の対応 (合意による)	
------------------	--

3)終結時(令和 年 月 日)

通告の終結 (合意による)	要保護児童対策地域協議会における協議 (有・無)
------------------	--------------------------

通告書記入上の注意

令和 年 月 日

通告時の日付を記入する。

長 様

児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき通告します。

学 校 名

学 校 長 名

電 話 番 号

ふりがなも記入。

○印を記入。

1) 通告時

児童氏名 <small>(ふりがな)</small>	平成 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所	電 話			
保護者氏名 <small>(ふりがな)</small>	保護者が複数いる場合は、 主たる保護者について記入。	歳	続柄()	保護者への対応 保護者に対して、不適切な養育や虐待について話し合い等を行ったかどうかを記入。また、保護者と話し合い等を行った際の保護者の反応(否定・拒否・容認・反省・怒る等)も記入。
告 理 由 (本人の状況)	身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待 該当する虐待種別に○印を記入(複数可)。 虐待やそれを疑う状況について、加害者、時期、頻度、発覚の経緯などをわかる範囲内で記入。特に、怪我の程度や部位、心身の状態などの被害内容をできるだけ具体的に記入。		児童への対応 児童本人と虐待について話し合ったかどうかを記入。また、その際の児童の反応も記入。	
家庭状況 (家族構成等)	家族構成(同居の家族員の年齢、性別、職業、勤務時間)、住環境、別居の家族・親戚の状況など、わかる範囲で詳しく記入。 確認した内容に○印を記入。 *きょうだいへの虐待の疑い(有・無・不明)			
学校の 対応経過 及び 所 見	児童虐待の疑いがあると判断するまでの経過や通告までの対応の経過を記入。また、学校の所見があれば記入。			

2) 協議時(令和 年 月 日)*「児童」とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者を言う(児童)

当面の対応 (合意による)	通告後の協議時の日付を確認して記入。	当面の対応と役割分担について合意した内容を記入。
	通告後の終結時の日付を確認して記入。	

3) 終結時(令和 年 月 日)

通告の終結 (合意による)	要保護児童対策地域協議会における協議 (有・無) 確認して○印を記入。 通告に関する連携の必要が無くなった状況について合意したことを具体的に記入。
------------------	--

* 「通告書」1 枚に記入しきれない場合は、別紙にて資料を添付する。

3. 自殺を企図する児童への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・学級担任は、児童の家庭や学校生活の実態を把握し、日頃から児童理解に努め、受容的な人間関係をつくる。
- ・全教職員は、一人ひとりの児童が自尊感情を持てるよう、きめ細かな指導に努める。
- ・児童一人ひとりが、「学級が楽しい」「授業が分かる」など充実した学校生活を創造できるように努める。
- ・学級担任は、学級の連帯感を高めるための仲間づくりや集団活動に取り組む。
- ・児童が死にたいと訴えたり、自分の身体を傷つけていたり、身体を傷つけようとする事が分かった場合は、教職員自身が不安になったり、容易に励ましたり、叱ったりすることなく、しっかりと相手の気持ちを傾聴し、受け止めること。
- ・児童の自殺願望を把握した場合は、必ず保護者に説明すること。その際、当該児童が「言わないで」などと訴えてくることがあるが、当該児童がいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えるなど、当該児童が安心できるように配慮をしながら説明すること。
- ・対応については、教職員がひとりで抱えることなく組織として対応すること。
- ・医療機関などの関係機関につなぐこと。
- ・自殺予防については、児童に対して「ひどく落ち込んだときには誰かに相談する」「友だちに死にたいと打ち明けられたら、信頼できる大人に相談する」ことを伝えたり、「自殺予防のための掲示物等を通して関係機関や連絡先について周知しておく」等の取組みを実施すること。

(2) 具体的な対応（例）

放課後、職員室へ匿名の電話があり、女子児童のようである。「クラス全員から無視され、話をする友だちもない。学校がいやになった。自殺したい。」と言う。対応した教員は、驚き、何度も名前を尋ねたが答えようとしなない。学年やクラスなどを尋ねても話そうとしなかった。教員が焦れば焦るほど相手は黙ってしまい、そのうち電話を切ってしまった。

電話を受けた教員の対応

- ・「自殺したい」と言われてもうろたえず、しっかり相手の気持ちを受け止める。
- ・時間をかけて辛抱強く聴き、児童に関する情報をできるだけ多く聴き取る。
- ・相手が沈黙したら、こちらはあせらず沈黙で応じる。
- ・相手を支える関係づくりに努め、次回の電話を約束させる等つながりを切らないようにする。
- ・電話中にメモをとり、他の教員に知らせる。

学校長の対応

- ・全校児童の所在を確認する。
- ・学校長は緊急に対応策を協議する。
- ・情報を管理する窓口集中させ、時系列に整理しまとめる。（事実確認）
- ・教育委員会事務局人権教育課に連絡し、対応を協議する。また、関係機関との連携を図る。

- ・必要に応じて、保護者会等を開催し、状況を説明する。
- ・報道機関への対応については、窓口を一本化し管理職があたる。

緊急の職員会議

- ・指揮系統を一本化し、組織的に対応する。
- ・対応チームを編成する。
- ・状況及び対応方針を説明する。

(3) 具体的な対応

①全児童の所在確認

- ・児童の声や調子（表情・態度）等に十分注意し、児童の変化をつかむ。
- ・家庭訪問が最良であるが、やむを得ない場合は電話で確認する。

②情報交換並びに対応策の検討

ア) 自殺予告の電話をした児童が特定できたとき

- ・学級担任及びその児童と関わりの深い教職員が中心となり、家庭訪問等を行い児童の思いをしっかりと受け止める。
- ・当該保護者に状況を説明し、児童の安全への配慮を依頼する。
- ・自殺の危険が高いと判断できる場合は、専門的な医療機関などに相談する。

イ) 自殺予告の電話をしてきた児童が特定できないとき

- ・自殺予告電話をしてきた児童の援助を図る観点から、予告児童の特定や推定作業を行う。
- ・日常の行動観察や日頃から配慮を要する児童を選び出し、個別指導を行う。
- ・全校集会での校長講話、児童会・生徒会での緊急アピール、学校・学級通信での訴え、学級活動や道徳の時間での指導、緊急保護者会の開催など、状況に応じて適切に対応する。

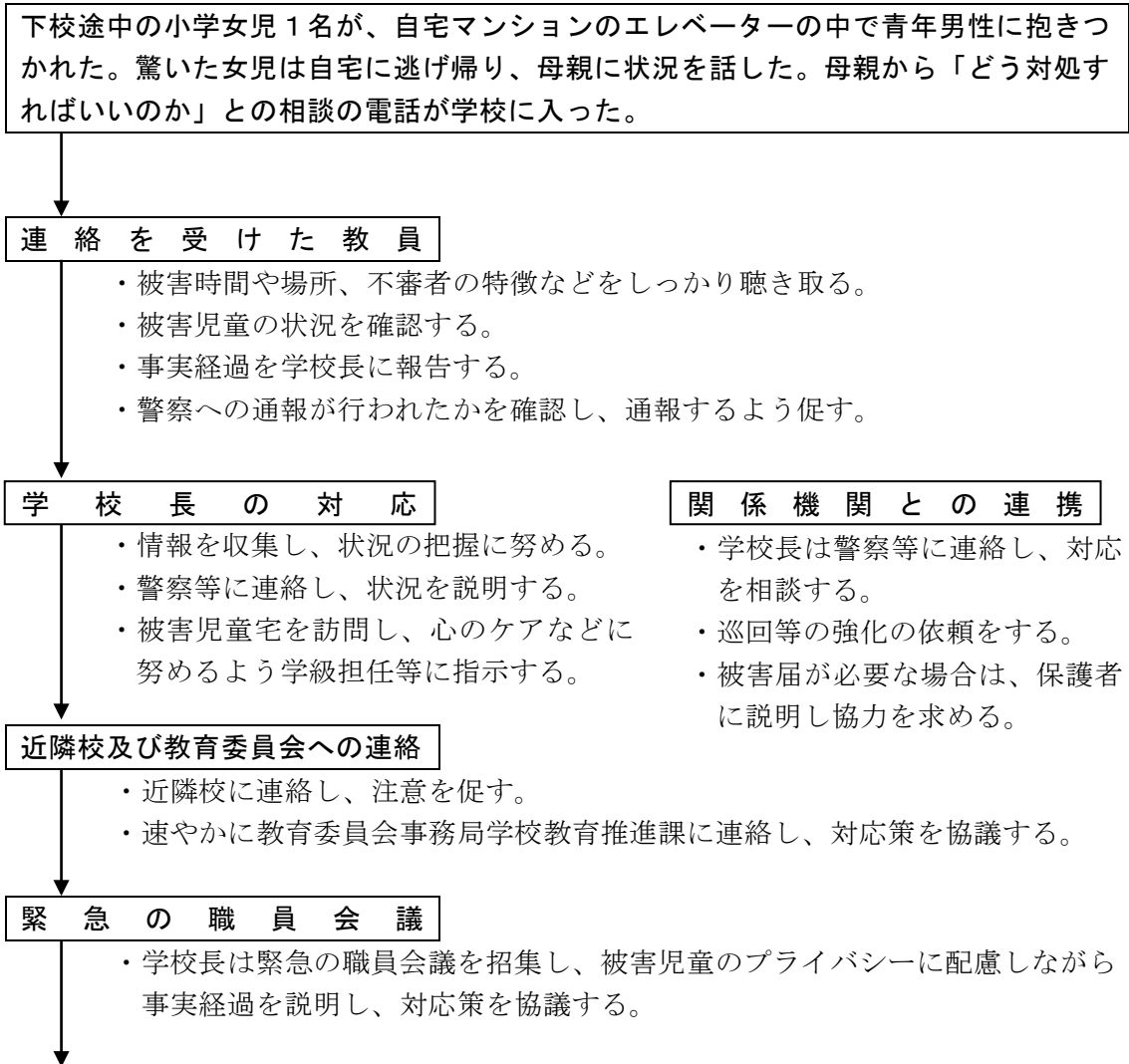
4. 不審者による被害への対応

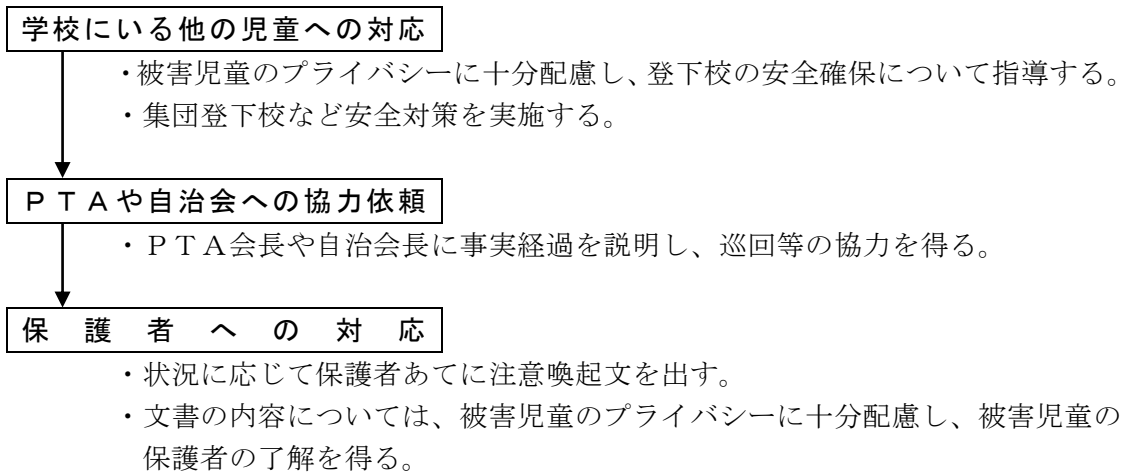
(1) 日頃から留意すべき事項

児童の発達段階等による判断能力などを総合的に考慮し、登下校の安全確保について、次の点に留意し、具体的な指導を継続する。

- ・学校長は、平素から児童に登下校における安全確保について注意を呼びかけるとともに、学級担任を通して具体的な対応策について指導する。
- ・無理矢理連れて行かれそうになったり、不審者の被害にあったりしたときは、近くの家（「こども110番の家」等）に逃げ込むか、大声を出し、助けを求めるよう指導する。
- ・保護者には、普段から児童の通学路を確認してもらおう。
- ・事故・事件が発生した場合、適切に対応できるよう学校内の組織体制を整えておく。
- ・緊急時に速やかに連絡や対応ができるよう、家庭や周辺学校、関係機関との連絡体制を整えておく。
- ・不審者への対応能力を養うよう防犯訓練を実施する。

(2) 具体的な対応（例）





5. 帰宅途中に行方不明になった児童への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

①児童や保護者への指導

- ・一人ではなく、友だちと一緒に複数で登下校するよう指導する。
 - ・知らない人に誘われても、絶対について行かないよう指導する。
 - ・無理矢理連れて行かれそうになった時、近隣の家へ逃げ込むか大声で助けを求めるよう指導する。
- また、そのような事態に遭遇した場合は、すぐに保護者に伝え、警察や学校に連絡するよう指導する。

②学校の対応

- ・早退させる場合は、原則として保護者に来校を依頼し、引継ぎを確実に行う。
- ・通学路周辺にある「こども110番の家」等の場所や利用の仕方を児童に知らせる。
- ・PTAや地域の青少年健全育成協議会等との連携を密にし、事件、事故防止に努める。

(2) 具体的な対応(例)

小学3年男児の保護者から学級担任に連絡があり、暗くなっても子どもが帰宅しないので、友人宅に問い合わせたところ、帰宅途中、見知らぬ男性に誘われて一緒に車に乗ってどこかに連れていかれたとのことである。

学校長の対応

- ・学校長は警察等に連絡し対応を相談するとともに緊急の生徒指導委員会を招集する。
- ・情報を集中させ、整理しまとめる。(担当：副校長、教頭、生徒指導担当等)
- ・教育委員会事務局学校教育推進課に連絡し、対応を協議する。
- ・学級担任が中心となり、友人から情報収集を行う。その際、被害者のプライバシーや他の児童に不安を抱かせないように配慮する。
- ・報道機関への対応については、窓口を一本化し管理職があたる。
- ・当該児童宅を訪問する。

関係機関との連携

- ・学校長は直ちに警察等に連絡し、状況の説明と捜索等の対応を依頼する。
- ・保護願いは、保護者が出すものであるが、学校も保護者と同行し、できるだけ詳しい情報を警察等に提供する。

保護者を含めた生徒指導委員会

- ・保護者からの情報も含め、できるだけ情報を収集し、整理する。
 - ・対応策を決定する。
 - ・関係機関の協力を得る。
- ↓
- ・全教職員で校区等を捜索する。

- ・ P T Aや自治会等の協力を得る。

緊急の職員会議

- ・ 状況を説明し、情報を収集する。
- ・ 指揮系統を一本化するとともに対処方針を説明し、組織的に対応する。

P T Aや自治会との連携

- ・ P T A会長や自治会長に状況や対応策等を説明し、保護者や地域の方に不安等を与えないよう配慮する。
- ・ 必要な場合は、P T Aや自治会等の協力を得て組織的に捜索を行う。

6 メール・インターネット上での人権侵害事象への対応

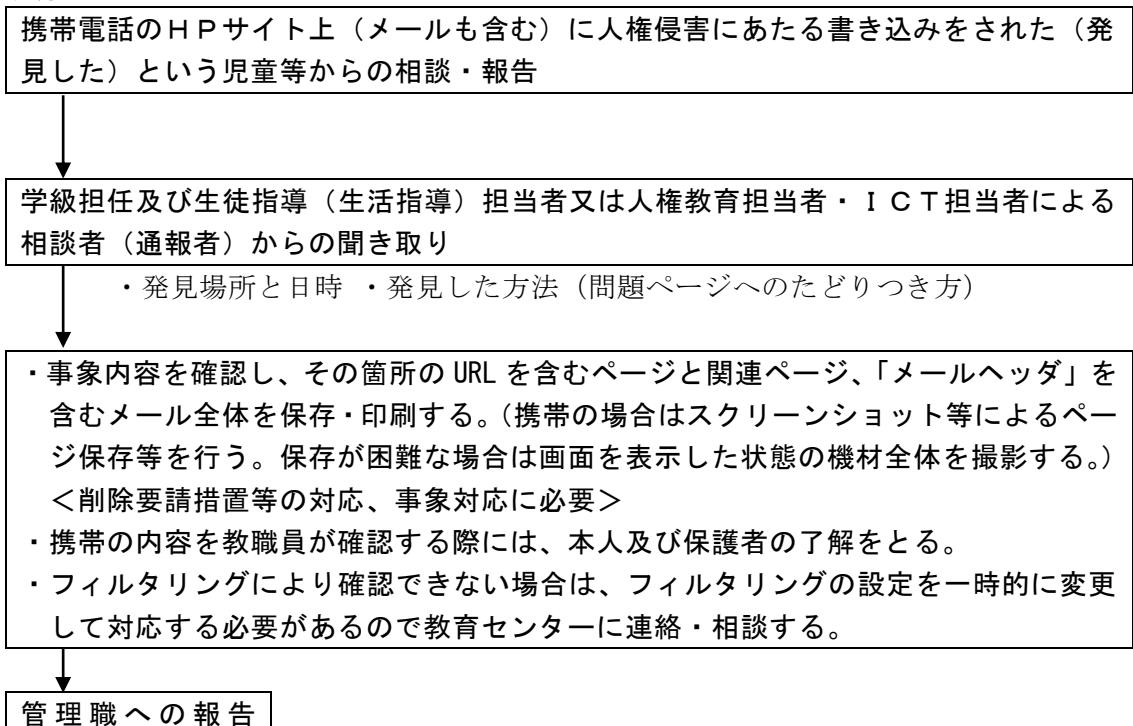
メールやインターネット上での誹謗中傷、いじめ事象、差別的内容を含む書き込みが増加し、また、児童の健全な成長に有害な情報も氾濫している。陰湿な「ネットいじめ」や明らかな人権侵害に苦しむ児童がいる一方で、悪質な犯罪に巻き込まれるケースもある。また、児童が加害者になってしまう場合もある。

これらの事例が発生した場合の対応は、基本的には差別事象発生時の対応や生徒指導事象の対応と同様であるが、発信者に匿名性が高く、また瞬時に不特定多数の人たちが目にすること等を考慮し、慎重かつ迅速に対応する必要がある。

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・ 「携帯・インターネット 安全・安心マニュアル」(H20 八尾市教育委員会) や「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(H29 年大阪府教育委員会) 「インターネットトラブル事例集」(毎年度更新 総務省) を活用するなど、携帯やインターネットの使用に伴う危険性やその回避の方法等についての共通認識を教職員が共有しておくこと。
- ・ 情報教育年間計画の中に情報モラルとともに発達段階に応じて携帯電話・スマートフォン等によるインターネットの使用に伴う危険性やその回避のためのスキル学習についても位置づけて指導しておくこと。
- ・ 保護者との間で携帯電話・スマートフォン等のインターネットの使用に伴う危険性について共通認識が持てるよう小・中の連携で情報発信をするとともに、児童を守る観点から携帯電話・スマートフォン等のインターネット環境を与える際のフィルタリングの活用等、家庭・校区のルールづくりを図ること。
- ・ 人権学習はもとより、あらゆる教育活動を通して人権意識の向上を図り、互いを認め合い尊重し合える集団づくりを推進すること。
- ・ 児童、保護者が、事象の発生時に速やかに報告・相談できるような学校及び教職員との信頼関係の構築に努めること。

(2) 具体的な対応(例)



学校長の対応

- ・対応会議（人権教育推進委員会、生徒指導委員会等）の開催。

＜対応は、書き込みの内容や被害児童、保護者の意向でかなり変わる＞

- ・書き込みの内容、派生するほかの影響や加害者などについて調査・分析。
- ・問題ページの削除に備え、削除方法等についての確認。

・個人に対する名誉毀損やプライバシーの侵害にあたる場合、被害者の申立てによりサイト管理者等に「開示請求」、「削除要請」、「書き込み記録の保全」等を要請する必要があるが、内容に応じた適切な対応を迅速に検討、実施する必要がある。法務局、警察等の助言を求めることも検討する。

- ・教育委員会（人権教育課又は学校教育推進課）への報告。
- ・被害・加害が他校にも及ぶ場合は、学校長間で必要な情報を共有しあう。
- ・対応についての時系列での記録。
- ・必要に応じて、法務局・警察等への報告、相談を要する場合がある。

（ケースにより）

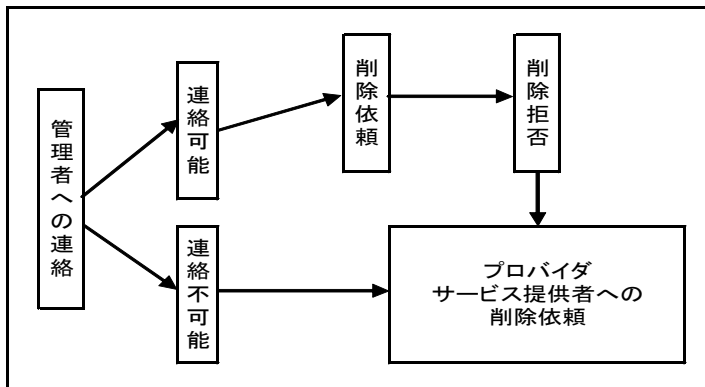
- ・精神的ケアなど被害児童への丁寧な対応。
- ・被害児童の保護者への連絡。
- ・書き込み箇所の削除等について本人、保護者の意向の確認と削除措置。

組織的な対応

- ・職員会議の開催

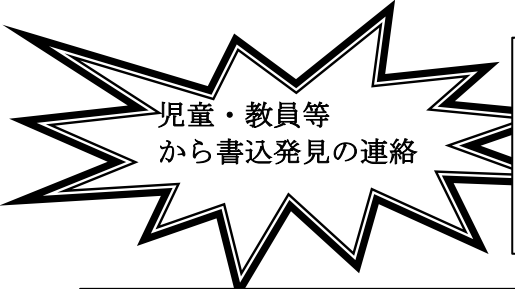
- ・全教職員への状況報告と対応方針の提示。
- ・役割分担や指導上の留意事項についての共通認識を図る。
- ・事象が、どの程度他の児童に広がっているかの確認とその対応。
- ・加害の児童が特定された場合は、聞き取りにより事実関係の確認や保護者への連絡、行為の原因となる心的・物理的な背景の理解と指導を行う。
- ・児童全体に問題事象に対する学校としての姿勢を示すとともに注意を喚起する等の指導を行う。
- ・情報モラル教育の計画を見直し、必要な指導を行う。
- ・被害・加害を含む児童の人間関係や生活態度の見守りと指導方針の確立。
- ・場合により、保護者・地域・関係機関への報告や協力依頼にもとづき連携を行う。

参考（問題ページ削除の基本的な流れ）



対 応 フ ロ ー ム

※ 携帯電話上の掲示板等への書き込みの時も対応方法は同様。(確認と削除要請も携帯電話から行うことになるが、パソコンからでもそのページを確認・削除要請することができる場合があります)



対応① 学級担任及び人権教育担当者又は生徒指導担当者による発見者(通報者)からの聞き取り

- ・発見日時と場所
- ・発見した方法

(問題のページに、どう操作すれば発見できるか等)

対応② 問題事例を確認し、その箇所を必ず印刷・保存する。

- ・聞き取りした方法で問題の箇所を特定後、入り口ページから問題箇所のページまで、すべて印刷して保存する。
- ・メールヘッダ(送信元を特定するために必要なもの)も必ず印刷・保存する。※ヘッダが表示されないようになっている場合はメニューから「ヘッダを見る」を選び、表示する。(「Date」「to」「from」「Subject」等が記載されている。)
- ・携帯電話の場合、ページを登録又は画面保存を行うが、保存困難な場合は画像等を表示している画面を含む携帯機材全体を撮影する。

※フィルタリング(閲覧制限)の関係等で学校のパソコンから問題のサイトへアクセス(閲覧)、確認できない場合は、教育センターに対応について相談・協議を行うこと。

対応③ 人権教育推進委員会、生徒指導委員会、運営委員会等で対応協議

ポイント!
問題の箇所を再現する必要がある。
聞き取り・確認作業は、学校長が指示し、学校が組織的に協力して対応すること。

対応④ 協議を受けて、問題の書き込み内容によって、調査・分析と具体的な対応(指導)を開始する。

◇調査・分析

- ・児童への中傷か、学校への中傷か
- ・書き込んだ者は特定が可能かどうか
- ・書き込みの内容がどの程度他の児童等に広がっているか
- ・書き込みに関連して問題事象(行動)が発生しているか、また今後発生する可能性はあるか

◇対応(指導)

- ・被害児童がいる場合は状況に配慮しつつ、十分なケアを最優先に、個別指導及び保護者への連絡・連携を図る。
- ・児童全体に学校としての受け止め・姿勢を明確に示す(差別や中傷は絶対に許さない)

対応⑤ 学校長が教育委員会人権教育課又は学校教育推進課へ連絡する。また、以下のことを速やかに実施する。

- ・必要に応じて、法務局・警察等に相談 (学校長・担当等)
- ・問題ページの削除に備え、削除方法についての確認 (担当等)

※「携帯・インターネット安全安心マニュアル」(平成20年八尾市教育委員会)

- Ⅱ 削除要請について
- Ⅲ 削除要請の例 参照(P.20)

7. 児童に対する教職員によるセクシュアル・ハラスメントへの対応

(1) 日頃から留意すべき事項

①人権教育やジェンダー平等教育の推進

- ・セクシュアル・ハラスメントを防止するためには、教職員一人ひとりが自らの言動を見直し、すべての児童を人格を持った一人の人間として尊重すること。
- ・そのために、人権教育やジェンダー平等教育、男女共同参画を推進していくための校内研修を位置づけたり、教職員が互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成すること。
- ・学校教育におけるあらゆる場面で、人権教育やジェンダー平等教育を推進していくこと。

②教職員の意識改革

- ・セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害に当たる行為であることを認識し、常に人権感覚を磨くこと。
- ・社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を持ち、ジェンダー平等、男女共同参画の視点に立って、必要があれば制度や慣行等の見直しをすること。
- ・一人ひとりが大切な存在である。児童や関係者を性的な関心や欲求の対象として見るべきではないようにすること。
- ・性に関する受け止め方には、個人差や男女差があることを認識し、この程度なら相手も許容するだろうという憶測をしないこと。
- ・教職員は児童や関係者に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用することや、児童や関係者から「不快である」との意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思いつくようなことがないようにすること。
- ・被害者からの意思表示、他の教職員や保護者からの指摘等を真摯に受け止め、改善すべき点は改善すること。
- ・児童や保護者の気持ちを敏感に察知するとともに、児童や保護者が教職員に対して意思表示ができる環境をつくっておくこと。

(2) 具体的な対応

- ・問題を軽く考えたり、先入観を持ったりすることなく、被害者の救済を最優先に考える。
- ・正確な情報収集と迅速かつ適切な対応により、被害を深刻化させたり、拡大させたりしないようにする。
- ・被害者の人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、知り得た秘密を守る。
- ・被害者が被害を訴えたために、不利益を受けることがないように配慮する。

①相談窓口

- ・学校長は公正に対応し、良好な教育環境を回復するための適切な措置を講じるとともに、相談窓口の周知徹底を図らなければならない。
- ・必要に応じて、被害者からだけでなく加害教職員や第三者からの事実確認や保護者への連絡を行わなければならない。
- ・子ども相談窓口は、学校長への報告を密に行うとともに、担当者間の連携・協力を図

らなければならない。

- ・子ども相談窓口が被害者から事実確認を行う場合には、次のことに留意する必要がある。
 - ▶可能な限り被害者と同性の者による担当者で対応する。異性を含む場合は被害者の同意を得ること。
 - ▶適切な場所とゆとりを持った時間を確保し、被害者の話を誠実に丁寧に聴く。
 - ▶被害者が求めているのは今後の事態の抑制なのか、加害教職員からの謝罪なのか等、被害者の気持ちを把握する。
 - ▶「いつ、どこで、誰が何をしたのか」具体的な行為を記録する。ただし、被害が深刻な場合には、被害者が理路整然と訴えることができるとは限らないことを理解しておかなければならない。
 - ▶事象への対応の記録を詳細に記録すること。
 - ▶事実を知る第三者や、すでに相談した者の存在の有無を確認する。なお、被害者の心のケアが必要な場合には、学校内の子ども相談窓口のみで対応するのではなく、教育センター等の外部機関の専門相談員との連携を図ることも必要である。
 - ▶解決のための謝罪は日時、内容等を入念に検討せねばならない。必要に応じて専門家の意見を求めること。

②二次被害の防止

一般的に、性暴力被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されていることを十分に考慮し、被害者のケアを最優先する。

- ・事実確認の過程で無視、無理解、批判、非難などを受けて精神的打撃を受ける。
- ・加害者の行動より被害者の行動が問題視される。
- ・事件と直接関係のないプライバシーが詮索されたり、暴露されたりする。



資料 関係諸機関（相談機関）一覧表

警察などへの相談

関係機関名	所在地	電話番号
八尾警察署	八尾市高町 3-18	072-992-1234 (代)
八尾少年サポートセンター	八尾市荘内町 2-1-36 中河内府民センター 4階	072-922-3301

児童虐待などの相談

関係機関名	所在地	電話番号
東大阪子ども家庭センター	東大阪市永和 1-7-4	06-6721-1966
大阪府子ども家庭センター 夜間休日虐待通告専用電話 17:45~翌朝 9:00 及び 土・日・祝日・年末年始		072-295-8737
八尾市教育委員会事務局人権教育課	八尾市本町 1-1-1	072-924-9854
児童相談所虐待ダイヤル (24 時間 365 日対応) * 近くの児童相談所につながります。		189
八尾市子ども総合支援センター「ほっぷ」 子ども相談係	八尾市旭ヶ丘 5-8-16 (八尾市生涯学習センター「かがやき」内)	072-924-9892
八尾市児童虐待通告専用電話	八尾市旭ヶ丘 5-8-16 (八尾市生涯学習センター「かがやき」内)	072-924-9862

不登校などの相談

関係機関名	所在地	電話番号
八尾市教育委員会事務局学校教育推進課	八尾市本町 1-1-1	072-924-3873
八尾市教育センター	八尾市水越 2-117	072-941-3365

その他関係機関

関係機関名	所在地	電話番号
大阪家庭裁判所	大阪市中央区大手前 4-1-13	06-6943-5321 (代)
八尾市保健所	八尾市清水町 1-2-5	072-994-0661 (代)

いじめ問題などの相談ダイヤル

関係機関名	電話番号
八尾市教育委員会事務局人権教育課	072-924-9854
八尾市いじめ相談専用ダイヤル (いじめから子どもを守る課)	072-924-4008
全国統一「24 時間子供 SOS ダイヤル」 (文部科学省)	0570-0-78310
大阪府教育センター (すこやかホットライン) 子どもからの相談	06-6607-7361
大阪府教育センター (さわやかホットライン) 保護者からの相談	06-6607-7362
大阪府教育センター (しなやかホットライン) 教職員からの相談	06-6607-7363
少年相談グリーンライン (府警本部少年課)	06-6944-7867
子ども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」 (大阪府)	0120-7285-25
子どもの人権 110 番 (法務局)	0120-007-110
チャイルドライン (チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777

資料 関係マニュアル・指針等 一覧表

マニュアル・指針等の名称	関連する危機事象	作成	作成時期
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	・不審者侵入 ・事故対応	文部科学省	平成31年3月
学校の危機管理マニュアル作成の手引 ー子供たちの命を守るためにー	・不審者侵入 ・事故対応	文部科学省	平成30年2月
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直し ガイドライン	・不審者侵入 ・事故対応	文部科学省	令和3年6月
～いざというときに役立つ～ 危機管理マニュアル	・不審者侵入 ・校内での事故 ・校外活動での事故 ・食中毒又は伝染 病性感染症 ・虐待 ・地震	大阪府学校保健会	平成18年3月
八尾市の学校給食	・食中毒	八尾市教育委員会	平成19年
学校のアレルギー疾患に対する取り組み ガイドライン	・アナフィラキシー ショック対応 (アレルギー疾患)	文部科学省監修 日本学校保健会	令和2年3月 改訂
学校管理下における食物アレルギーへの対応		日本スポーツ振興 センター	平成23年3月
アレルギー疾患対応マニュアル		八尾市学校保健会	平成24年11月
学校における食物アレルギー対応ガイドライン		大阪府教育委員会	令和4年3月 改訂
小学校給食における危機管理マニュアル		異物混入・食中毒事象 対応	八尾市教育委員会
八尾市立学校における情報機器等管理運営要綱	・個人情報の流出	八尾市教育委員会	令和3年4月 改訂
八尾市立学校等における教育情報ネットワーク の利用に関する要綱		八尾市教育委員会	平成23年4月 改訂
八尾市立学校における個人情報保護 ガイドライン		八尾市教育委員会	令和5年4月 改訂
熱中症環境保健マニュアル	・熱中症	環境省	令和4年3月 改訂
いじめ対応プログラムⅠ	・いじめ問題	大阪府教育委員会	平成19年6月
いじめ対応プログラムⅡ		大阪府教育委員会	平成19年8月
生徒指導リーフ		国立教育政策研究 所	平成24年より随時 更新
いじめの問題に対する取組事例集		文部科学省	平成26年11月
いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント		文部科学省	平成26年4月
いじめの防止等のための基本的な方針		文部科学省	平成29年3月 改定

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン		文部科学省	平成29年3月
大阪府いじめ防止基本方針		大阪府	平成30年3月
いじめ対応プログラム実践事例集		大阪府教育委員会	平成20年7月
いじめ対応プログラム指導案集		大阪府教育委員会	平成23年
いじめ対応マニュアル		大阪府教育委員会	平成24年12月
八尾市いじめから子どもを守る条例		八尾市	令和2年10月
八尾市いじめ防止基本方針		八尾市	令和3年3月 改訂
八尾市児童虐待防止マニュアル	・児童虐待	八尾市要保護児童 対策地域協議会	平成27年1月 改訂
子どもたちの輝く未来のために		大阪府教育委員会	平成23年3月 改訂
子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～要点編		大阪府	令和元年12月
携帯・インターネット 安全・安心マニュアル 学校で、家庭で、地域で 子どもを守り育むために	・携帯・インターネット での人権侵害	八尾市教育委員会	平成20年3月
携帯・ネット上のいじめ等への 対処方法プログラム		大阪府教育委員会	平成21年3月
携帯・ネット上のいじめ等への 対処方法プログラム 追加資料		大阪府教育委員会	令和4年9月
携帯・ネット上のいじめ等の防止資料		大阪府教育委員会	平成29年2月
学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 等についての基本方針	・セクシュアル・ハ ラスメント	八尾市教育委員会	令和2年9月
学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱		八尾市教育委員会	平成31年4月 改訂
学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 のために		八尾市教育委員会	平成12年4月
教職員による児童に対するセクシュアル・ハラス メントを防止するために Q&A集		大阪府教育委員会	平成15年3月
教職員による児童に対するセクシュアル・ハラス メント防止のために		大阪府教育委員会	平成29年5月
セクシュアル・ハラスメントを防止するためのリ ーフレット		大阪府教育委員会	平成18年4月
セクシュアル・ハラスメント防止のために一障が いのある幼児・児童の指導や介助方法における留 意点ー		大阪府教育委員会	平成22年11月
ハラスメント「0（ゼロ）」に向けて		大阪府教育委員会	平成27年7月